

白子町職員措置請求書

白子町長に対する措置請求の要旨

第1 請求の趣旨

- 1 白子町長 緑川 輝男（以下「町長」という。）は、白子町地域プロジェクトマネージャーであった今井 恵一（以下「元職員」という。）に対し、令和7年1月13日付給料等返還請求取消通知書により行った不当利得返還請求権126万円の債権放棄を撤回し、直ちに民事訴訟を含む適切な債権回収措置を講じよ。
- 2 町長は、元職員に対し、支払期限である令和7年5月31日以降現在まで支払いを怠っていることによる遅延損害金として、元本126万円に対し、令和7年6月1日から完済まで年3%の割合による金員の支払いを請求せよ。
- 3 町長は、町に対し、前2項の債権回収を怠り、かつ、違法に取消通知（債権放棄）を行ったことにより町が被った財産上の損害相当額及びこれに対する遅延損害金相当額を支払え。

との措置を講じることを求める。

第2 請求の原因

1 本件措置請求の概要

本件措置請求は、白子町地域プロジェクトマネージャーとして勤務していた元職員が、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたことが判明し、町が、職務不提供給与相当額126万円について不当利得返還請求を実施したにもかかわらず、町長が監査請求後に、議会の議決も経ず令和7年1月13日付で取消通知を発出し、当該不当利得返還請求権126万円を消滅させたことについて、その適法性を監査し、必要な是正措置を求めるものである。

2 不当利得返還請求権の発生原因と経緯

(1) 職務専念義務違反に係る事実

元職員は、令和6年10月頃から令和7年2月頃までの約4か月間、勤務時間の約7割を株価確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧に費やしていた（甲1）。

(2) 不当利得返還請求権の内容

元職員は、上記期間において町に対して労務を提供していないにもかかわらず給与の支給を受けており、当該期間に対応する給与相当額126万円は法律上の原因なく受領した利益として不当利得に該当する（民法703条、704条）。（返還請求権の発生）（甲1）

(3) **返還請求**

町は、令和7年4月30日付返還請求書により債権を確定し、元職員に対し126万円の返還を請求した。（返還請求権の行使）（甲2）

3 本件請求において対象とする財務会計行為

(1) **財務会計行為**

本件で監査対象としている財務会計行為は、町長が元職員に対し、令和7年11月13日付で発出した給料等返還請求取消通知書により行った、元職員に対する不当利得返還請求権126万円及びその遅延損害金の取消行為である（甲3）。

(2) **請求取消行為は債権放棄と同義であること**

給料等返還請求取消通知書による取消行為は債権を無償で消滅させる債権者の行為であり、債権の放棄と同義である。

したがって、本件取消通知は、町の財産（債権）を消滅させる「財産の処分」に該当し得る。

4 議会議決を欠く債権放棄の違法性（無効）

(1) **地方自治法第96条第1項第10号の趣旨**

地方自治法第96条第1項第10号は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、「権利を放棄すること」を議会の議決事項としている。

(2) **議会議決の欠缺**

本件において、町は議会への議案提出も、議会の審議・議決も経ずに、町長の独断で不当利得返還請求権126万円を取り消した。

(3) **法令による特別の定めの非該当性**

本債権放棄につき、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めはない。

(4) **無効**

よって、本件取消通知（債権放棄）は、地方自治法第96条第1項第10号に明白に違反し、無効である。

したがって、126万円の不当利得返還請求権は消滅しておらず、依然として存在している。

5 町による回答の破綻

町は、措置請求者からの質問（甲4）に対し、(1)「職務専念義務違反の

根拠が不明確であるため請求内容には根拠がないと判断し請求を取り消した」、(2)「返還請求の根拠が成立しないことで債権は消滅したため債権放棄には該当しない」、(3)「議会の議決も必要ない」などと回答している（甲5）。

しかし、同回答は、以下に指摘するように法律構成として重大かつ明白な誤りを含む。

(1) 「根拠が不明確＝債権が当然に消滅」とはならない

債権が消滅するためには、弁済、相殺、免除、時効完成等の法的な消滅原因が必要である。行政の内部判断のみによる「根拠が不明確」「成立しないと判断」といった評価のみで当然に債権が消滅することはない。

よって「消滅したから放棄ではない」という論理は、消滅原因を欠いている。

(2) 取消通知は「債権放棄」に当たること

町自身が「債権放棄ではない」と述べつつ、本人宛に取消通知なるものを発出している以上、実体は債務免除に該当する。そして、債務免除は債権放棄と同義である。

(3) 議決不要とする法的根拠がないこと

町の回答によれば、本件取消通知（債権放棄）につき議会議決を要しないとするものの、その根拠として「地方自治法第何条に基づく」といった具体的の条文を特定できておらず、議会議決を不要とする法的根拠が全く提示されていない。

地方自治法第96条第1項第10号は、法令または条例に特別の定めがある場合を除き、「権利の放棄」を議会の議決事項としている。したがって、議会議決を不要とするのであれば、例外に当たることを基礎づける法令上の根拠を具体的に示す必要がある。

にもかかわらず根拠の提示がないまま、議会の関与を排除して本件の権利放棄を適法と主張することは、議会による民主的統制を空洞化させおそれが大きく、到底是認することはできない。

この点において、とりわけ議員選出監査委員においては、町執行部による議会軽視について強く指弾すべきである。

(4) 「根拠不明」は債権消滅事由でないこと

町は、元職員による非違行為の存在自体は認めつつ、返還請求について「根拠が明確ではなかった」旨主張する。

しかし、「根拠が明確でない」ことが、当然に債権消滅原因にはならない。根拠に不明確さがあるのであれば、請求根拠を明確化するために、勤務実態の確認、ログ等客観資料の精査、関係人への聴取など必要な調査を

実施し、返還額を精査すべきである。

また、少なくとも元職員自身が「1日の1／3程度」について非違行為を認めている以上（甲6）、返還請求権の存在については、債権者（町）・債務者（元職員）の双方が、少なくとも一部について争いがないことになる。したがって、仮に全額について検討を要するとしても、「根拠不明」を理由に債権全体を消滅させたかのように扱うことはできない。

必要な調査を尽くさないまま「根拠不明 → 債権消滅」と整理し、債権を放棄することは、財産の適正管理の観点から明らかに不当であり、町長の裁量の範囲を逸脱する違法な財務会計行為となる。

6 詳細な実態調査の必要性

本件の主要な争点は、①労務不提供に基づく不当利得の成否およびその範囲、②監査請求後に行われた取消通知に至る経緯、③議会議決の欠缺の当否、の三点にある。

とりわけ本件は、公益通報を契機として発覚した事案である。したがって、公益通報者への意見聴取を含む関係人調査を尽くさずに、事実関係を十分に把握できるとは考え難い。

この点、請求人による公益通報関係文書の開示請求に対し、町は、部分開示理由に「公益通報制度の実効性が損なわれる」旨を述べている（甲7）。しかし、令和6年12月20日付の内部公益通報を約2か月にわたり放置し、その後も必要な調査を尽くさないまま、監査請求を回避するかのように安易に債権放棄を行うことこそ、公益通報制度の実効性を損ない、公益通報者に対する背信的行為に当たると言わざるを得ない（甲8）。

実際、町は、内部公益通報があったにもかかわらず、元職員や公益通報者に対する詳細な意見聴取・事実調査を怠った。その結果、元職員に対する不利益処分に関する審査請求の裁決書（千葉県市町村公平委員会）において、「懲戒処分の対象となる非違行為については厳格な認定が必要である」とされているにもかかわらず、必要な調査を怠ったため、「令和7年1月27日の調査結果に基づく同日の職務専念義務違反のみ」を非違行為として認定されるにとどまり、約4か月間にわたる非違行為については証拠が否定される結果となった。懲戒処分対象とされた非違行為が4カ月から1日のみとなったことで、町は敗訴的裁決を受けた（甲3）。

さらに、本件関係人への調査は町執行部に限らず監査委員においても不十分である。令和7年10月22日付白子町職員措置請求においても、元職員や公益通報者ら関係人への調査が行われていない。関係人調査を行わないままでは、監査請求の妥当性を判断するための前提となる事実認定が

成り立たない以上、本件においては、関係人に対し必要な調査を尽くした上で監査結果を示すべきである。

なお、請求人が過去に行った職員措置請求においては、旧中里プール不法占有事件、監査事務部局による情報漏洩事件、自販機無償設置事件、固定資産税賦課懈怠事件のいずれでも、元町長・職員・利害関係人を含む関係人調査が実施されている。これらに比して、本件のみ元職員らの調査を行わない合理的な理由は見当たらず、調査が尽くされているものとは到底言えない。

以上より、本件措置請求において関係人調査を行わないことは、監査委員としての任務懈怠の疑いすら生じさせるものであり、監査委員は関係人調査を含む詳細な実態調査を実施した上で、判断を示すべきである。

7 監査請求期間について

本件取消通知は令和7年11月13日付であり、地方自治法第242条第2項本文の期間制限内である。

8 結論

以上のとおり、本件取消通知（債権放棄）は議会議決を欠き無効であり、町の「放棄に当たらない」「議決不要」とする回答も法的に破綻している。よって、地方自治法第242条第1項に基づき、町長に対し第1記載の措置を講じるよう厳正な監査を求める。

9 補足

(1) 前回請求との区別（同一対象の判断枠組み）

住民監査請求については、先の監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行なうことは、原則として許されないと解される（最高裁昭和62年2月20日判決）。そして、同一対象該当性は、主張する違法事由や提出資料が異なるか否かではなく、監査対象となる「財務会計上の行為」又は「怠る事実」が同一か否かにより判断される。

本件は、前回請求が対象とした「債権回収懈怠（怠る事実）」ではなく、令和7年11月13日付取消通知による債権放棄という新たに行なれた別個の財務会計行為の適法性を対象とするものであることから、適法な措置請求であることを念のため付言する（甲9）。

(2) 請求原因・対象債権の取り違えを厳に戒めること

本件の請求原因としている財務会計行為は、労務不提供期間における給与相当額126万円の不当利得返還請求権に係る令和7年11月13日付取消通知に基づく「債権放棄」である。

(3) 監査委員が法を理解せず適切に監査しないことの危険

監査委員が請求原因や法的根拠を誤認し、議会議決を欠く債権放棄を看過するならば、本来回収されるべき町の財産（126万円及び遅延損害金相当額）が失われ得る。

これは監査委員制度の趣旨（違法・不当な財務会計行為のは是正）に反する。

- (4) 誤った監査により無用な住民訴訟を招き、時間・費用を浪費すること
監査段階で適法・相当な審査とは是正が行われないことは、結果として住民訴訟に発展し、監査請求人（原告）と町（被告）の双方に無駄な時間と費用を生じさせる。

監査委員は、訴訟に発展させないためにも、法と証拠に基づく適正な調査を実施し、監査を尽くすべきである。

- (5) 専門的検討を尽くした上で監査結果を示すこと

本件に限らず、住民監査請求は、事実認定と法令解釈を前提とする法的な判断が必要であるところ、これまで繰り返し指摘してきたとおり、貴監査委員においては、請求原因を取り違えるなど、基礎的な事実認定や法的評価に関する誤りが散見される（甲10）。

その結果、これまでの住民訴訟においても、貴監査委員の判断ないし主張は裁判所において全く採用されていない。

貴監査委員が法令解釈を誤り、また必要な調査を尽くさずに不合理な監査結果を示すことは、違法・不当な財務会計行為のは是正を妨げ、町の財産の毀損を招き得る。

さらに、監査段階で適正な是正が行われない場合、住民訴訟へ発展することにより、町政全体の信頼も損なう。

したがって、貴監査委員は、町の財産及び住民監査制度の信用を保持するためにも、必要に応じて専門家等の意見も踏まえつつ、法と証拠に基づく合理的な審理・判断を尽くした上で、監査結果を示すべきである。

貴監査委員の職責と社会的信用を損なわないためにも、結論ありきの形式的・表面的な判断に終始することなく、誤りを繰り返さないよう、適正な監査を強く求めるものである。

以上

第3 請求者

住 所 白子町 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

令和8年1月19日

白子町監査委員 様

証 抱 方 法

- 甲1号証 私的インターネット閲覧等に関する町からの発表資料
- 甲2号証 給料等返還請求書
- 甲3号証 給料等返還請求取消通知書
- 甲4号証 議会議決欠缺に係る町への質問書
- 甲5号証 議会議決欠缺に係る町からの回答書
- 甲6号証 千葉県市町村公平委員会による裁決書
- 甲7号証 公益通報関係文書の開示請求に対する部分開示決定通知書
- 甲8号証 町職員による内部公益通報書
- 甲9号証 再度の監査請求の許否
- 甲10号証 過去の監査における監査結果の誤り

(公表資料)

令和7年3月24日

白子町職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条及び白子町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第4条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。

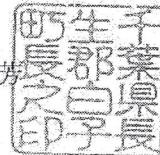
記

- 被処分者 企画財政課 60歳代 男性職員（会計年度任用職員）
- 事案概要 被処分者は、令和6年10月ごろから業務時間の約7割を株価の確認や求人情報検索など私的なインターネット閲覧をしており、長時間、職務に専念していない状況が確認されました。令和7年2月に実施した本人への聴き取り調査においても、業務と関係のないインターネットを閲覧していたことを認めました。
- 処分内容 停職 1か月
- 処分年月日 令和7年3月 19日
- 根拠規定 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに白子町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第4条
- 対応策 今回の事案を重く受け止め、改めて全職員に対して服務規律確保の取組に真摯に向き合い、公務員としての立場を十分に自覚し、町民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むよう、周知徹底を図ってまいります。

白 総 第 364 号
令和 7 年 4 月 30 日

[REDACTED] 殿

白子町長 石井 和秀



給料返還請求通知書

標記の件について、別紙理由書のとおり、勤務時間中の私的インターネット閲覧に充てられた時間分の給料の返還を請求します。

記

- (1) 請求趣旨：職務専念義務違反により貴殿が勤務実態なく受領した給料相当額の返還
- (2) 請求金額：金 1,260,000 円也

(※2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額)

- (3) 支払期限：令和 7 年 5 月 31 日
- (4) 支払方法：下記口座へ銀行振込

振込先：長生農業協同組合 白子支所 （普）口座番号：3308384

口座名義：白子町会計管理者 三橋 久美子

※振込手数料は貴殿にてご負担願います。

なお、上記期限までに全額のお支払いが確認できない場合には、誠に遺憾ながら法的措置も含め然るべき対応を講じる所存であることを申し添えます（その場合、別途訴訟に要する費用や遅延損害金等についても併せて請求いたします）。

内容についてのお問合わせは、下記連絡先までお願いします。

連絡先：白子町役場 総務課 緑川
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2
TEL: 0475-33-2110 / MAIL soumu@town.shirako.lg.jp

以上

(別紙)

理由書

1. 事案の概要

貴殿は、本町が任用した職員（地域プロジェクトマネージャー職）として在職中、令和6年10月初旬から令和7年2月21日にかけて、勤務時間中に職務と無関係な私的行為（インターネットでの各種ウェブサイト閲覧等）に常態的に行っていたことが発覚しました。令和7年1月27日に実施した勤務実態調査では、業務時間の約70%を私的なウェブ閲覧等に費やしていたことが確認されております。閲覧内容はニュース記事、株価情報、求人サイト、個人ブログなど多岐にわたり、勤務時間の大半をこれら業務外活動が占めていた状況が判明しました。これらの不適切行為は特定の日時や時間帯に限られたものではなく、日常的かつ終日（勤務時間内のあらゆる時間帯）にわたって行われていたことが確認されており、令和6年10月初旬から、貴殿への注意勧告が行われた令和7年2月21日まで少なくとも4ヶ月以上にわたり同様の行為が継続していたことが判明しております。

本件発覚を受け、本町は貴殿に対し令和7年3月19日付で停職1か月（3月21日～3月31日まで）の懲戒処分を科しました。貴殿は任期の満了により同年3月31日付で本町を退職しております。本理由書では、上述の事案に関する調査経過と証拠、法的評価および類似事例との比較検討、損害額算定の根拠について説明し、貴殿が不当に受領した給料相当額を返還すべき法的義務について説明します。

2. 調査経過と証拠

本件は、令和6年10月頃より本町内部において貴殿の業務中のコンピュータ使用状況に疑義が生じたことから、情報システム管理ツール等を用いて証拠資料を収集したものです。その結果、貴殿が勤務時間中に常習的に職務と無関係なウェブサイトを閲覧している実態が明らかとなりました。令和7年1月27日には勤務実態の詳細な観察調査を行い、同日の業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが数値的に判明しております。別紙の調査記録（令和7年1月27日分抜粋）に示すとおり、当日は朝の始業直後から終業時間まで、一貫して断続的にニュースサイトや株価情報サイト、転職求人サイト等を閲覧している状況が記録されています。例えば9時台から11時台にかけてニュース記事・株価・求人情報等のサイト閲覧を連続して行い、僅かにメールチェック等の業務行為を挟む程度で再び私的閲覧に戻る、といった行動が確認されております。また、貴殿は閲覧履歴を随時削除する等の行為も確認されており、自己の違法行為を隠蔽しようとする意図が疑われます。これは、貴殿自身が職務専念義務違反の自覚を有していたことを強く示唆するものです。

さらに、本町が収集した証拠として、貴殿の私的行為を捉えた多数のスクリーンショットがあります。業務時間中の貴殿PC画面を不定期にキャプチャした画像記録も取得しており、その中にはニュースサイトを閲覧中の画面や株価チャートを表示している画面、さ

らには求人検索サイトで求職情報を閲覧している画面等が含まれています。これらの画像からも、貴殿が特定の時間帯に限らず恒常に業務とは無関係のサイト閲覧を行っていた事実が裏付けられています。なお、当該スクリーンショットには別添のとおり日時も記録されており、これらはすべて勤務時間内であることは明白です。以上の証拠により、貴殿が長期間にわたり勤務時間の大半を私的行為に充てていた実態は客観的に立証されます。

3. 法的評価

以上の事実関係から明らかなどおり、貴殿の行為は地方公務員法第35条が定める「職務に専念する義務」に明白に違反しています。公務員が勤務時間中に職務と無関係の私事に従事することは、公務員としての服務規律に反し、行政の信用を著しく損なう重大な非違行為です。本件において本町は当該非違行為に対し懲戒処分（停職）を科しましたが、懲戒処分はあくまで本人に対する制裁であり、当該違反行為によって本町が被った財政上の損害（不当支出）を填補するものではありません。貴殿が職務専念義務に違反した結果、本町は勤務実態のない時間に対して給料という公金を支出するに至ったのであり、この公金支出は法的な正当性を欠く違法な支出です。言い換えれば、貴殿は本来勤務すべき時間に業務を放棄しながら、その対価としての給料を不当に受領したことになります。これは民法上の不当利得の要件を満たす行為です（民法703条）。

民法703条は、「法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」に対し、その利益の返還義務を定めています。給料は本来労務提供（勤務）の対価として支給されるものであり、労務提供が行われない限り給料を受け取る法律上の原因は存在しません。貴殿が勤務時間中に職務に従事せず私的行為に費やしていた時間について支給された給料は、まさに「法律上の原因なく受けた利益」に他ならず、本町に対する不当利得に該当します。これは労働法の大原則であるノーワーク・ノーペイの原則にも合致する考え方です。したがって、本町は民法703条に基づき、貴殿に対して当該不当利得相当額の返還を請求する権利を有します。

さらに、民法704条の規定に鑑みれば、貴殿は自己の行為が職務専念義務違反であることを認識しつつ給料を受領していたものと推認されるため、悪意の受益者に該当します。前述のとおり、貴殿は自らの非行を隠蔽しようとする行動を取っており、職務命令違反の自覚があったことは明白です。民法704条によれば、悪意の受益者は現存利益の範囲を超えてでも利益を返還する義務を負い、利息その他の付加的義務も免れません。本件において本町はまず不当利得額の返還を請求しておりますが、貴殿が悪意の受益者である以上、仮に返還をされないようであれば本町は当該金額に加え法定遅延損害金等も含めて請求できる立場であることを付言いたします。貴殿には職務専念義務違反という違法行為によって本町に生じた損害（支払われた給料のうち勤務実態のない部分）の賠償責任が民事上発生しているということです。公務員の地位を悪用して得た不当な利得を返還させることは、公平の理念にも適う当然の帰結といえます。

4. 先例

本件と類似する事例においても、勤務時間中の職務専念義務違反によって支給された給料の返還が求められ、実際に返還が行われている例が複数存在します。

- 裁判例（岐阜地裁平成 15 年 11 月 26 日判決・札幌地裁平成 10 年 7 月 17 日判決）：過去の裁判例では、給料とは職員が行う勤務に対する対価であり、勤務がされない場合には給料を支給することは原則として違法「法律上の原因のない支給」であり不当利得に当たると明確に判断されています。これら判例は、公的給料について勤務の対価性を厳格に捉え、不当利得返還請求を肯定したものです。
- 名古屋市職員の私用ウェブ閲覧事案（懲戒処分と給料返還）：最近の例では、名古屋市において勤務中に長時間にわたりアダルトサイト等の業務無関係サイトを閲覧していた職員に対し、停職 1 か月の懲戒処分とともに、当該閲覧時間に相当する給料及び時間外手当約 27 万円の返還が命じられています。このケースでも職務専念義務違反行為により支給された賃金部分を返還させる措置が取られており、本件と事案の類似性は明白です。名古屋市の例は、本件と同様に勤務時間中の私的インターネット閲覧という職務違反に対し、公金支出の回収（返還）を図ったものです。
- 吹田市職員の組合活動時間に係る給料返還事案：公務員の勤務時間中の職務外活動に関連しては、吹田市において勤務時間中に職務専念義務免除の手続きを経ずに労働組合の執行委員会に出席していた職員 105 名に対し、約 5 年間分の当該時間相当の給料計約 2,000 万円の返還請求が行われ、当該職員側（市職員労働組合）も給料の返還については受け入れた事例があります。このケースでは活動自体が労組活動で一見職務とは別に認められる余地があるようにも思われましたが、所定の手続きを経ていない以上職務専念義務違反と判断され、最終的に給料返還が実施されています。本件吹田市の例は、公務員の職務外活動による勤務時間の浪費に対して、組織として給料返還を求めることが十分可能であることを示したものです。

以上の先例に照らせば、勤務時間中の私的行為による公金（給料）の不当受給に対しては、その返還を求めることが社会的にも法的にも認められていると言えます。裁判所においても不当利得返還義務が認められ、自治体においても懲戒処分と併せて給料の自主返還を求めたり、住民監査請求・住民訴訟を通じて返還を図る動きが顕著です。本件はこれら先例と比しても、私的行為の占める割合が極めて高く（7 割超）、期間も 4 ヶ月にわたる長期に及んでおり、悪質性の点で決して軽微とはいえません。むしろ、公務員による勤務時間の私物化として看過しがたい重大事案であり、先例から導かれる結論も「不当利得の返還以外にない」ことは明白です。

5. 損害額の算定根拠

次に、本町が貴殿に対して請求する不当利得額（損害額）の算定根拠について説明します。

本件における損害額とは、貴殿が勤務時間中に職務に従事しなかったにもかかわらず受

領した給料の額を指します。具体的には、令和6年10月から令和7年2月までの間の給料支給額のうち、実質的に勤務実態のなかった時間（約70%）に相当する部分です。令和7年1月27日の詳細調査およびそれ以前からの各種証拠により、貴殿の勤務実態は多くとも全体の3割程度にとどまり、残り約7割は職務専念義務違反行為に充てられていたと推認されます。この割合は単一の日の調査結果に基づくものであります、他の日についても収集されたスクリーンショットの頻度や時間帯の広がりから見ても整合性があります。貴殿の職務専念義務違反の程度はより深刻であった可能性もありますが、本町としては証拠に基づき立証可能な範囲で慎重に算定を行っています。

以上を前提として、令和6年10月から令和7年2月までに貴殿に支払われた給料総額を算出し、その7割を不当利得額として算定いたしました。当該期間の給料総額が金180万円であるので、その7割にあたる金126万円が請求対象額となります。この金額は、貴殿が勤務実態のないまま不当に受け取った公金そのものであり、本町に生じた財産的損害額に等しいものです。

6. 結論

以上のとおり、貴殿には本町に対して不当に受領した給料相当額を返還する法的義務が認められます。これは貴殿が地方公務員法上の職務専念義務に違反し、公金を不正に取得した事実に基づく帰結です。本町としては、公務員による不正利得を看過すれば住民の信頼を損ねるだけでなく、本町自らが財務会計上の違法状態（違法な公金支出の放置）を是正しないことにもなりかねません。そのため、本件について貴殿に自主的な返還を求める措置に踏み切った次第です。

貴殿が速やかに不当利得額を返還されれば、本町としてはこれ以上の紛争に発展させる意思はありません。しかしながら、万一貴殿が本請求に応じない場合には、本町は民事訴訟の提起等の法的措置により公金の回収を図る方針であることを念のため申し上げます。実際に他自治体においても、返還請求に応じない職員に対しては住民訴訟等の手段で最終的に回収が行われた例も存在します（本件が訴訟に至った場合、貴殿にとって訴訟費用や遅延損害金の負担、社会的信用の更なる失墜といった不利益が生じることは明白です）。

このような事態は双方にとって望ましいものではないため、本町としては貴殿が良識ある判断のもと、本請求に速やかに応じていただけることを強く期待いたします。

本理由書で示した法的根拠および先例からも、貴殿には返還義務があることは疑いの余地ありません。つきましては、本町からの請求に対し、速やかに不当利得相当額を返還していただきますよう、改めて強く要請いたします。

本町としては、貴殿が本件を厳粛に受け止め、適切な対応を取られることで、本件が円満に解決することを望んでおります。

以上

業務外行為記録一覧

No.	年月日	確認時刻
1	2024/11/29	13:15
2	2024/11/29	13:19
3	2024/11/29	13:38
4	2024/11/29	15:39
5	2024/11/29	16:07
6	2024/11/29	16:27
7	2024/11/29	16:58
8	2024/12/2	11:50
9	2024/12/2	13:03
10	2024/12/2	13:21
11	2024/12/2	13:24
12	2024/12/2	14:54
13	2024/12/2	14:56
14	2024/12/2	14:57
15	2024/12/2	15:14
16	2024/12/2	15:15
17	2024/12/2	15:16
18	2024/12/2	15:25
19	2024/12/2	16:17
20	2024/12/2	16:18
21	2024/12/2	16:19
22	2024/12/2	16:44
23	2024/12/2	16:45
24	2024/12/2	16:48
25	2024/12/2	16:49
26	2024/12/3	9:48
27	2024/12/3	9:50
28	2024/12/3	9:54
29	2024/12/3	10:30
30	2024/12/3	10:57
31	2024/12/3	11:28
32	2024/12/3	11:29
33	2024/12/3	11:31
34	2024/12/3	11:41
35	2024/12/3	11:46
36	2024/12/3	13:18
37	2024/12/3	13:19
38	2024/12/3	13:22
39	2024/12/3	13:23
40	2024/12/3	13:25
41	2024/12/3	13:26
42	2024/12/3	13:27
43	2024/12/3	13:55
44	2024/12/3	14:15
45	2024/12/3	14:16
46	2024/12/3	14:17
47	2024/12/3	14:21
48	2024/12/3	14:23
49	2024/12/3	17:02
50	2024/12/3	17:07
51	2024/12/4	8:46
52	2024/12/4	9:07
53	2024/12/4	9:35
54	2024/12/4	9:37
55	2024/12/4	10:13
56	2024/12/4	11:58
57	2024/12/4	13:14
58	2024/12/4	13:20
59	2024/12/4	13:22
60	2024/12/4	13:24
61	2024/12/4	13:29
62	2024/12/4	13:38
63	2024/12/4	13:53
64	2024/12/4	13:55
65	2024/12/4	13:57
66	2024/12/4	13:58
67	2024/12/4	14:00
68	2024/12/4	16:42
69	2024/12/4	16:44
101	2024/12/5	13:35
102	2024/12/5	13:36
103	2024/12/5	13:38
104	2024/12/5	13:41
105	2024/12/5	13:50
106	2024/12/5	13:51
107	2024/12/5	14:06
108	2024/12/5	14:27
109	2024/12/5	14:42
201	2025/1/8	8:59
202	2025/1/8	9:01
203	2025/1/8	9:04
204	2025/1/8	9:08
205	2025/1/8	9:10
206	2025/1/8	9:11
207	2025/1/8	9:12
208	2025/1/8	9:13
209	2025/1/8	10:08
210	2025/1/8	10:09
211	2025/1/8	11:20
212	2025/1/8	13:23
213	2025/1/8	13:26
214	2025/1/8	14:23
215	2025/1/8	14:25
216	2025/1/8	14:29
217	2025/1/8	14:45
218	2025/1/21	16:09
219	2025/1/21	16:10
220	2025/1/21	14:50
221	2025/1/23	9:17
222	2025/1/23	9:19
223	2025/1/23	9:23
224	2025/1/23	9:25
225	2025/1/23	9:26
226	2025/1/23	9:27
227	2025/1/23	10:01
228	2025/1/23	10:07
229	2025/1/23	10:40
230	2025/1/23	10:45
231	2025/1/23	10:48
232	2025/1/23	11:05
233	2025/1/23	13:05
234	2025/1/23	13:36
235	2025/1/23	13:52
236	2025/1/23	14:01
237	2025/1/23	14:41
238	2025/1/23	14:45
239	2025/1/23	14:49
240	2025/1/23	14:52
241	2025/1/23	15:01
242	2025/1/23	15:04
243	2025/1/23	15:07
244	2025/1/23	15:15
245	2025/1/23	15:40
246	2025/1/23	16:21
247	2025/1/23	16:23
248	2025/1/24	8:59
249	2025/1/24	9:01
250	2025/1/24	9:04
251	2025/1/24	9:16
252	2025/1/24	9:28
253	2025/1/24	9:39
254	2025/1/24	9:44
255	2025/1/24	9:59
256	2025/1/24	10:04
257	2025/1/24	10:09
258	2025/1/24	10:23
259	2025/1/24	10:28
260	2025/1/24	10:34
261	2025/1/24	10:39
262	2025/1/24	10:46
263	2025/1/24	10:57
264	2025/1/24	11:20
265	2025/1/24	11:21
266	2025/1/24	11:47
267	2025/1/24	13:03
268	2025/1/24	13:14
269	2025/1/24	15:07
301	2025/2/6	11:38
302	2025/2/6	11:55
303	2025/2/6	14:34
304	2025/2/6	14:38
305	2025/2/6	16:04
306	2025/2/6	16:07
307	2025/2/6	16:43
308	2025/2/6	16:48
309	2025/2/7	8:45
310	2025/2/7	8:54
311	2025/2/7	9:11
312	2025/2/7	9:49
313	2025/2/7	10:01
314	2025/2/7	10:03
315	2025/2/7	10:24
316	2025/2/7	10:28
317	2025/2/7	10:44
318	2025/2/7	10:56
319	2025/2/7	11:17
320	2025/2/7	11:40
321	2025/2/7	11:43
322	2025/2/7	13:04
323	2025/2/10	9:00
324	2025/2/10	9:26
325	2025/2/10	9:33
326	2025/2/10	9:34
327	2025/2/10	9:57
328	2025/2/10	13:13
329	2025/2/10	13:15
330	2025/2/10	13:24
331	2025/2/10	13:28
332	2025/2/10	13:32
333	2025/2/10	14:19
334	2025/2/10	14:23
335	2025/2/10	14:25
336	2025/2/10	14:34
337	2025/2/10	15:27
338	2025/2/10	15:53
339	2025/2/10	16:41
340	2025/2/12	8:59
341	2025/2/12	9:00
342	2025/2/12	9:01
343	2025/2/12	9:03
344	2025/2/12	9:05
345	2025/2/12	9:10
346	2025/2/12	9:23
347	2025/2/12	9:48
348	2025/2/12	10:27
349	2025/2/12	10:37
350	2025/2/12	10:39
351	2025/2/12	10:45
352	2025/2/12	10:52
353	2025/2/12	10:59
354	2025/2/12	11:05
355	2025/2/12	11:19
356	2025/2/12	11:20
357	2025/2/12	11:23
358	2025/2/12	11:24
359	2025/2/12	11:45
360	2025/2/12	13:27
361	2025/2/12	13:29
362	2025/2/12	13:33
363	2025/2/12	13:39
364	2025/2/12	13:41
365	2025/2/12	16:18
366	2025/2/12	16:42
367	2025/2/12	17:05
368	2025/2/13	9:36
369	2025/2/13	9:47
401	2025/2/17	10:06
402	2025/2/17	10:11
403	2025/2/17	10:15
404	2025/2/17	10:24
405	2025/2/17	10:25
406	2025/2/17	10:37
407	2025/2/17	10:39
408	2025/2/17	10:45
409	2025/2/17	10:47
410	2025/2/17	10:52
411	2025/2/17	10:53
412	2025/2/17	11:20
413	2025/2/17	11:31
414	2025/2/17	11:43
415	2025/2/17	13:29
416	2025/2/17	14:57
417	2025/2/17	15:18
418	2025/2/17	15:25
419	2025/2/17	15:32
420	2025/2/17	15:35
421	2025/2/17	15:48
422	2025/2/17	15:49
423	2025/2/17	15:54
424	2025/2/17	16:10
425	2025/2/17	16:15
426	2025/2/17	16:16
427	2025/2/17	16:35
428	2025/2/17	16:38
429	2025/2/17	17:03
430	2025/2/17	17:09
431	2025/2/17	17:13
432	2025/2/17	17:15
433	2025/2/18	8:31
434	2025/2/18	8:33
435	2025/2/18	8:58
436	2025/2/18	9:04
437	2025/2/18	9:07
438	2025/2/18	10:34
439	2025/2/18	10:41
440	2025/2/18	10:42
441	2025/2/18	10:44
442	2025/2/18	10:46
443	2025/2/18	10:47
444	2025/2/18	10:49
445	2025/2/18	11:08
446	2025/2/18	11:31
447	2025/2/18	11:52
448	2025/2/18	12:00
449	2025/2/18	15:01
450	2025/2/18	15:08
451	2025/2/18	15:12
452	2025/2/18	15:15
453	2025/2/18	15:17
454	2025/2/18	15:24
455	2025/2/18	15:57
456	2025/2/18	16:01
457	2025/2/18	17:06
458	2025/2/18	17:11
459	2025/2/18	17:14
460	2025/2/18	17:15
461	2025/2/19	8:33
462	2025/2/19	8:38
463	2025/2/19	8:40
464	2025/2/19	8:43
465	2025/2/19	8:56
466	2025/2/19	8:57
467	2025/2/19	9:04
468	2025/2/19	9:18
469	2025/2/19	11:09

70	2024/12/4	16:45	170	2024/12/26	11:52	270	2025/1/24	15:33	370	2025/2/13	10:00	470	2025/2/19	11:23
71	2024/12/4	16:47	171	2024/12/26	11:55	271	2025/1/24	15:45	371	2025/2/13	10:02	471	2025/2/19	13:30
72	2024/12/4	16:49	172	2024/12/26	11:59	272	2025/1/24	15:51	372	2025/2/13	10:09	472	2025/2/19	13:32
73	2024/12/4	16:58	173	2024/12/26	12:01	273	2025/1/24	16:04	373	2025/2/13	10:13	473	2025/2/19	13:36
74	2024/12/4	16:59	174	2024/12/26	13:00	274	2025/1/24	16:07	374	2025/2/13	10:27	474	2025/2/19	13:42
75	2024/12/4	17:01	175	2024/12/26	13:06	275	2025/1/24	16:13	375	2025/2/13	10:46	475	2025/2/19	13:48
76	2024/12/4	17:02	176	2024/12/26	13:24	276	2025/1/24	16:33	376	2025/2/13	10:47	476	2025/2/19	13:49
77	2024/12/4	17:03	177	2024/12/26	14:04	277	2025/1/24	16:44	377	2025/2/13	10:48	477	2025/2/19	14:00
78	2024/12/4	17:05	178	2024/12/26	15:50	278	2025/1/24	16:51	378	2025/2/13	10:49	478	2025/2/19	14:24
79	2024/12/4	17:08	179	2024/12/26	15:52	279	2025/1/24	16:56	379	2025/2/13	11:19	479	2025/2/19	14:40
80	2024/12/4	17:09	180	2024/12/26	15:58	280	2025/2/4	9:44	380	2025/2/13	11:52	480	2025/2/19	15:09
81	2024/12/4	17:11	181	2024/12/26	16:01	281	2025/2/4	9:45	381	2025/2/13	11:54	481	2025/2/19	15:19
82	2024/12/4	17:13	182	2024/12/26	16:39	282	2025/2/4	9:46	382	2025/2/13	11:59	482	2025/2/19	15:21
83	2024/12/4	17:15	183	2024/12/26	17:03	283	2025/2/4	9:48	383	2025/2/13	13:04	483	2025/2/19	15:49
84	2024/12/5	8:35	184	2025/1/7	10:13	284	2025/2/4	16:58	384	2025/2/13	13:49	484	2025/2/19	16:01
85	2024/12/5	8:59	185	2025/1/7	10:35	285	2025/2/5	8:52	385	2025/2/13	13:50	485	2025/2/19	16:02
86	2024/12/5	9:00	186	2025/1/7	11:31	286	2025/2/5	8:53	386	2025/2/13	13:57	486	2025/2/19	16:16
87	2024/12/5	9:01	187	2025/1/7	11:33	287	2025/2/5	9:15	387	2025/2/13	12:10	487	2025/2/19	16:17
88	2024/12/5	9:03	188	2025/1/7	14:32	288	2025/2/5	10:01	388	2025/2/13	12:15	488	2025/2/19	16:18
89	2024/12/5	9:10	189	2025/1/7	14:33	289	2025/2/5	14:59	389	2025/2/13	12:18	489	2025/2/19	16:22
90	2024/12/5	11:38	190	2025/1/7	14:34	290	2025/2/5	16:07	390	2025/2/13	14:32	490	2025/2/19	16:26
91	2024/12/5	11:41	191	2025/1/7	14:35	291	2025/2/6	9:20	391	2025/2/13	14:55	491	2025/2/19	16:29
92	2024/12/5	11:46	192	2025/1/7	14:38	292	2025/2/6	9:54	392	2025/2/13	15:31	492	2025/2/19	16:40
93	2024/12/5	11:51	193	2025/1/7	14:41	293	2025/2/6	9:57	393	2025/2/13	16:20	493	2025/2/19	16:41
94	2024/12/5	11:57	194	2025/1/7	14:42	294	2025/2/6	10:09	394	2025/2/14	8:36	494	2025/2/19	16:59
95	2024/12/5	11:58	195	2025/1/7	15:32	295	2025/2/6	10:18	395	2025/2/17	9:23	495	2025/2/19	17:08
96	2024/12/5	13:20	196	2025/1/7	15:35	296	2025/2/6	10:23	396	2025/2/17	9:24	496	2025/2/19	17:09
97	2024/12/5	13:24	197	2025/1/7	17:13	297	2025/2/6	10:43	397	2025/2/17	9:29	497	2025/2/19	17:10
98	2024/12/5	13:28	198	2025/1/8	8:42	298	2025/2/6	10:49	398	2025/2/17	9:46	498	2025/2/19	17:15
99	2024/12/5	13:30	199	2025/1/8	8:55	299	2025/2/6	10:52	399	2025/2/17	9:58	499	2025/2/20	9:01
100	2024/12/5	13:32	200	2025/1/8	8:57	300	2025/2/6	10:54	400	2025/2/17	10:03	500	2025/2/20	9:13

白総第1850号
令和7年11月13日

今井 恵一様

白子町長 緑川 輝


給料等返還請求取消通知書

令和7年4月30日付け白総第364号で通知した給料返還請求及び令和7年3月給与等の返還請求について、当該請求を取り消すこととなりましたことをお知らせいたします。具体的な取消し内容は以下の通りです。

対象となる給料等返還額：

- ① 1,260,000円 (2024年10月から2025年2月までの職務専念義務違反分)
② 155,466円 (2025年3月の停職期間である7日間欠勤分)
合計 1,415,466円

理由： 返還請求の判断根拠となる懲戒処分について、社会観念上著しく妥当を欠く処分であるとの理由から、処分内容を修正した為。

取消しの発効日： 令和7年11月13日

これにより、あなたに対する給料返還の請求は無効となり、今後の返還手続きについては一切行わないことといたします。



市民オンブズマンの会白子

給与返還債権放棄の法的根拠に関する照会

1件のメッセージ

市民オンブズマンの会白子 <[REDACTED]>

2025年12月24日 11:55

To: 白子町総務課 <[REDACTED]>

Cc: [REDACTED]

Bcc: [REDACTED], [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

白子町役場総務課

課長 斎藤貴人殿

課長補佐 緑川秀幸殿

今井氏に対する給与返還請求債権126万円の取消について照会します。

当該債権は労務提供欠如による不当利得返還請求権であり、懲戒処分の変更とは法的に無関係だと考えますが、当該債権放棄について、地方自治法96条1項10号の議会議決を経ずに実施した理由についてご教示ください。

令和7年12月25日までに回答願います。

付記

本件、オンブズマン会長として、住民訴訟を選択肢として関係者と既に協議を開始していることを付言します。

市民オンブズマンの会白子
会長



市民オンブズマンの会白子 [REDACTED]

Re: 給与返還債権放棄の法的根拠に関する照会（住民訴訟提訴の為期限内に回答されたい）

1件のメッセージ

白子町総務課 [REDACTED]

2025年12月25日 17:13

To: 市民オンブズマンの会白子 [REDACTED]

市民オンブズマンの会白子
会長 [REDACTED] 様

お問い合わせのありました件について、別添のとおり回答致します。

白子町役場総務課 緑川

On 2025/12/24 17:39, 市民オンブズマンの会白子 wrote:

追記

もし回答が期限内にないか、または難し場合、住民訴訟は30日以内に提訴必要。年末年始もはさむから、明日までに回答無い場合、訴状作成などに支障が出る為、期限内に回答されたい。

以上。

2025年12月24日(水) 11:55 市民オンブズマンの会白子 [REDACTED]

白子町役場総務課
課長 斎藤貴人殿
課長補佐 緑川秀幸殿

今井氏に対する給与返還請求債権126万円の取消について照会します。
当該債権は労務提供欠如による不当利得返還請求権であり、懲戒処分の変更とは法的に無関係だと考えますが、当該債権放棄について、地方自治法96条1項10号の議会議決を経ずに実施した理由についてご教示ください。

令和7年12月25日までに回答願います。

付記

本件、オンブズマン会長として、住民訴訟を選択肢として関係者と既に協議を開始していることを付言します。

市民オンブズマンの会白子
会長
野中志郎

(回答)

今回の懲戒処分を停職から戒告に変更した理由は、処分対象となる非違行為について、厳密な確認が必要になるにもかかわらず、処分対象となった非違行為（職務専念義務違反）について、その判断を下すための根拠が明確ではなかったためです。

また、給料返還請求の根拠として、業務時間の 7 割が職務専念義務違反にあたるとして、その期間に対応する給料の 7 割を返還するよう求めましたが、この職務専念義務違反の根拠が不明確であるため、返還金額の根拠も不明確となります。したがって、この請求内容には根拠がないと判断し、請求を取り消すことにしました。

最後に、債権放棄についてですが、返還請求の根拠が成立しないことで債権は消滅したため、債権放棄には該当しないと考えます。また、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく議会の議決も必要ないと判断しました。

以上

令和7年千公審第1号

裁決

審査請求人



処分者



当委員会は、元白子町職員今井恵一（以下「請求人」という。）が令和7年6月18日付けで提起（同日受付）した不利益処分に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

処分者が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分を「戒告」との懲戒処分に修正する。

事実及び理由

第1 請求人の請求と処分者の答弁

1 請求人の請求

処分者が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った「令和7年3月21日より停職1ヶ月」との懲戒処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分者の答弁

本件審査請求を棄却する。

第2 当委員会が採用した主張資料及び証拠資料

1 主張資料

(1) 請求人提出資料

- ① 審査請求書
- ② 令和7年9月1日付け反論書

(2) 処分者提出資料

- ① 令和7年7月17日付け答弁書
 - ② 令和7年8月13日付け釈明書
 - (3) 当委員会作成資料
 - ① 令和7年7月29日付け処分者に対する釈明依頼書
- 2 証拠資料
- (1) 請求人申出資料
 - ① 書証 別紙「請求人の証拠説明書」記載のとおり。
※全て採用した。
 - (2) 処分者申出資料
 - ① 書証 別紙「処分者の証拠説明書」記載のとおり。
※全て採用した。
 - (3) 当委員会収集証拠
なし。

第3 事案の概要と争点

1 事案の概要

- (1) 処分者は、令和7年3月19日、白子町職員（本件処分当時の所属及び職名：企画財政課会計年度任用職員として地域プロジェクトマネージャーの職務に従事）であった請求人に対し、同日付け懲戒処分等通知書（白総第2972号の2。審査請求書添付）を読み上げて交付することにより本件処分をした。当該懲戒処分等通知書には、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、下記の処分といたします。」との記載の下に本件処分が記載されているが、その他の記載はない。
- (2) 請求人は、本件処分には、弁明の機会の不付与、懲戒処分等通知書における処分事由記載不備・教示の欠缺、非違行為認定の事実誤認、量定不当等の違法があることを理由に本件審査請求を申し立てた。

2 用語の整理

当委員会は、以下に論述するにあたり、用語を次のとおり整理する。

(1) 法令・条例関係

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）を「地公法」という。
- ② 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年2月11日条例第18号。乙1）を「本件懲戒条例」という。
- ③ 白子町職員懲戒審査会規程（平成28年12月1日訓令第5号。乙2）を「本件懲戒審査会規程」という。
- ④ 白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程（平成28年12月1日

訓令第4号。乙3)を「本件懲戒処分基準規程」という。

(2) 懲戒審査会関係

- ① 令和7年3月18日に開催された本件処分に係る懲戒審査会を「本件懲戒審査会」という。
- ② 本件懲戒審査会に提出された資料については次のとおり整理する。
 - ・内部公益通報調査結果報告書(乙4の3)を「本件調査結果報告書」という。
 - ・今井恵一氏の職務専念義務違反事案に関する面接結果の報告書(乙4の4)を「本件面接結果報告書」という。
 - ・白子地域プロジェクトマネージャーによる職務専念義務違反に係る懲戒処分及び給与返還請求に関する意見書(乙4の5)を「本件懲戒処分等に関する意見書」という。

(3) 本件処分関係

- ① 上記令和7年3月19日付け懲戒処分等通知書(白総第2972号の2)を「本件懲戒処分等通知書」という。
- ② 上記「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との記載を「本件処分に関する説明」という。

3 前提事実

以下に摘示する事実は当事者間に争いがないか、後掲証拠及び審査の全趣旨により容易に認定できる。

- (1) 請求人は、令和5年度から白子町企画財政課地域プロジェクトマネージャーとして、地域活性化、移住定住の推進、ふるさと納税の拡充等の職務に従事していたところ、令和6年度会計年度任用職員再度任用選考試験に合格し、任用期間(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)において同様の職務に従事していた(甲1)。
- (2) 請求人は、令和7年2月18日付け令和7年度会計年度任用職員再度任用選考に関する通知を受けたので、その条件である人事評価(期末)を受けた(甲2)。

同年3月7日、処分者は、請求人に対し、令和7年度会計年度任用職員再度任用選考試験に不合格となったことを通知した(甲3)。

- (3) 企画財政課長及び同課長補佐は、令和7年1月27日に実施された請求人の職務専念義務違反(業務時間内における私的ウェブ閲覧等)に関する調査結果に基づき、同年2月21日に請求人に対する面接調査を実施し、同年2月28日、処分者に対し、本件面接結果報告書を提出した(乙4の4)。

(4) 一方、同年3月3日、白子町公益通報委員会委員長職務代理者は、処分者に対し、同日受付に係る通報者（個人情報保護のため処分者により所属・役職・氏名が秘匿（黒塗り）されている）による公益通報に関する本件調査結果報告書を提出した（乙4の3）。

同年3月11日、当該公益通報者は、白子町職員懲戒審査会委員長職務代理者に対し、本件懲戒処分等に関する意見書を提出した（乙4の5）。

(5) 同年3月18日、懲戒審査会規程に基づいて設置された本件懲戒審査会が開催され、処分者から同月3日付けで諮詢された請求人に係る職務専念義務違反事案（業務中の私的なウェブ閲覧）について、本件懲戒処分基準規程に照らして審査した結果、同規程第3条第1号エに定める戒告とすることを決定した（乙5）。

当該審査にあたっては、本件面接結果報告書・本件調査結果報告書・本件懲戒処分等に関する意見書が資料として提出された。

(6) 同日、本件懲戒審査会委員長が処分者に対し、「戒告相当」の答申案について決裁伺いをして、翌19日、答申書を提出した（乙7）。

しかしながら、処分者から「3月21日より停職処分とする様指示する。給与の返還請求も指示する。」との指示が為された（乙8）。

この点、当委員会から処分者に対して、「職員懲戒審査委員会の答申書には「戒告」となっていた処分が「停職1ヶ月」に変更された理由」の説明を求めたところ、処分者は釈明書で「他自治体の事例も鑑みて判断を行いました。（参考）兵庫県加古川市、愛知県名古屋市」と釈明した。

(7) 同年3月19日、処分者は請求人に対し、本件懲戒処分等通知書を読み上げて交付することにより本件処分を通知した。

しかしながら、処分者は請求人に対し、地公法第49条第1項所定の処分事由説明書を交付しておらず、懲戒審査会へ提出された資料（乙6）には、「懲戒処分等通知書を町長が直接交付し、処分理由は口頭により説明したため。」と記載されていた。また、本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示に関する事項が記載されていない。

この点、当委員会から処分者に対して、「処分説明書は交付せず、町長が口頭で処分理由を説明したことだが、口頭で説明した具体的な内容」の説明を求めたところ、処分者は釈明書で「交付時の状況を再度確認したところ、処分内容のみを伝えており、処分理由の説明はありませんでした。」と釈明した。

(8) 同年4月30日、白子町は、請求人に対し、総務課長名で「令和7年3月給与等の返還請求について（通知）」（甲4）及び町長名で「給料返還請求通知書」（甲5）を発出した。「給料返還請求通知書」（甲5）には、①請求趣旨：職務専念義務違反により貴殿が勤務実態なく受領した給料相当額

の返還、②請求金額：金126万円（2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額）と記載されており、2024年11月29日から2025年2月20日までの期間において収集したスクリーンショットを時系列に沿って整理した「業務外行為記録一覧」と題する書面が別紙として添付されている。

4 本件の判断枠組と検討すべき争点

(1) 本件の判断枠組

本件処分には、処分者の懲戒権の行使について、社会観念上著しく妥当を欠いて、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められる違法が存在し、これにより、本件処分を取消し又は軽減修正しなければならないのかどうか（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決（民集第31巻第7号1101頁）、最高裁平成24年1月16日第一小法廷判決（裁判集民事239号253頁）、最高裁令和4年6月14日第三小法廷判決（裁判集民事268号23頁）において示された判断枠組）。

(2) 検討すべき争点と当事者の主張の要旨

- ① 本件処分手続において請求人に対する弁明の機会を付与しなかったという違法が認められるか。その違法は取消事由となるか。（争点(1)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 違法が認められない。本件懲戒審査会開催にあたって、事前に実施した面接調査において弁明の機会を付与し、請求人の弁明を聴取して作成した本件面接結果報告書が懲戒審査会の資料として検討された。

- ② 本件処分に関する説明には、地公法第49条第1項に規定されている不利益処分の事由を記載した説明書（以下「処分説明書」という。）に要求される記載内容に照らして違法が認められるか。その違法は取消事由となるか。（争点(2)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 処分説明書の交付又はその理由付記に違法が認められるとしても、本件処分の効力には影響しない。

- ③ 本件懲戒処分等通知書には、地公法第49条第4項に規定されている教示が記載されていないという違法が認められるか。その違法は取消事由となるか（争点(3)）

【請求人】 違法が認められ、取消事由となる。

【処分者】 教示について違法が認められるとしても、本件処分の効力には影響しない。

- ④ 請求人に懲戒処分の対象となる職務専念義務違反に該当する非違行為が認められるか。（争点(4)）

【請求人】 業務中にウェブ閲覧をしていたが、ウェブ閲覧全部が職務専念義務違反に該当する非違行為には当たらない。

【処分者】 2024年10月10日頃から2025年2月23日までの期間（約4ヶ月間）の全体を通じて、私的ウェブ閲覧が業務時間の相当部分を占める状況が続いていた（乙4の4）。

⑤ 本件処分の種類と量定（令和7年3月21日より停職1ヶ月）は適正といえ
るか。（争点(5)）

【請求人】 適正といえない。

【処分者】 適正といえる。

第4 当委員会の判断

1 争点(1)（弁明の機会の不付与）について

当委員会は、本件処分手続において、請求人に対して実質的に弁明の機会を与えたと評価できるような事情聴取を行ったと認めることができるので、弁明の機会の不付与を理由とする取消事由となるような違法は認められないと判断する。

【理由】

① 地方公務員を含む公務員の懲戒処分については、弁明の機会の付与を定めた行政手続法の適用が除外されており（行政手続法第3条第1項第9号）、地公法第29条第4項に基づく本件懲戒条例にも弁明の機会を付与する規定は存在しない。

しかしながら、停職処分は、被処分者を職務に関与させず、被処分者の基本的な権利である給与請求権を喪失させる重大な不利益処分であるから、処分の基礎となる事実関係の認定等に関しては、被処分者の権利保護に欠けることのないように適正かつ公正な手続を履践することが要求されるというべきである（同旨、大阪高裁令和4年5月31日判決：判例地方自治509号73頁、D1-Law.com判例体系）。

② しかるところ、本件事案においては、請求人が令和7年1月27日に企画財政課長及び同課長補佐による職務専念義務違反に関する調査を受け、これにより本件面接結果報告書が作成され、処分者に提出されるとともに、本件懲戒審査委員会にも提出された。

本件面接結果報告書の「3. 面接結果」には、「今井恵一氏は、職務専念義務違反を10月頃から1日の1/3程度の時間を私的ウェブの閲覧等をしていたことを認めました。彼としては、10月頃から、新たな企画立案が出せないことから時間に余裕があり、ついつい私的ウ

エブを閲覧してしまっていたとのことです。しかし、彼曰く企画立案の方法論について、「白紙の紙には（ヒントが）転がっていないので、他の自治体やさまざまなニュースなどに情報が「転がっている」ため、それらを収集することが不可欠だと主張しています。この情報収集プロセスを「ハンドルの遊び」と例え、「無駄なようで無駄ではない」活動だと強調しています。しかしながら私のウェブの閲覧等を行っていたことの事実を認め、今後このような行為は繰り返さないことを約束しました。」と記載されている。

この点、請求人は当該記載事実を積極的に否定していない。

- ③ そうすると、上記記載内容が請求人の弁明を漏れなく録取したかどうかを措くとしても、少なくとも殊更に請求人に不利益になるよう捏造したとは認め難く、処分者は請求人に実質的な弁明の機会を与え、これにより請求人の弁明が録取された本件面接結果報告書が作成され、本件懲戒審査会における審査資料として検討されたことが認められる。
- ④ よって、本件争点(1)に関する請求人の主張には理由がない。

2 争点(2)（本件処分に関する説明）について

当委員会は、処分者の本件処分に関する説明は地公法第49条第1項所定の処分説明書に要求される記載内容を具備しているとはいえない違法が認められるが、これにより直ちに取消事由とはならないと判断する。

【理由】

- ① 地公法第49条第1項が、職員に対して懲戒等の不利益処分を行う場合にその処分説明書を交付しなければならないとしている趣旨及び記載内容は、「職員に直接義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、処分権者の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の事由を職員に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨にあると解される。かかる趣旨に鑑みれば、処分事由説明書に記載すべき処分事由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して不利益処分がされたかを被処分者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解される。」（名古屋高裁令和4年12月9日判決：D1-Law.com 判例体系）というものであり、「事実関係の摘示と法規の適用」については、「通常は処分の対象となった行為その他の事実の簡明な指摘と処分の根拠となつた法条を引用すれば必要にしてかつ十分である。」（橋本勇著「新版逐条地方公務員法（第6次改訂版）」899頁）と解されており、これにより実務が運用されているのが実情である。
- ② そこで、本件処分に関する説明を検討するに、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行

為に該当します。よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との記載自体だけでは、請求人においていかなる事実関係（特に、処分の対象となった行為）により、いかなる法規（処分の根拠となつた法条）を適用して本件処分が行われたのかを了知することは著しく困難であると認められる。

この点、請求人が令和7年1月27日に企画財政課長及び同課長補佐による職務専念義務違反に関する調査を受けていたことを考慮しても、「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。」との説明だけでは余りにも漠然としており、請求人において事実関係の同一性を識別できる程度の具体性を明示しているとはいえない。また、「よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により」との指摘だけでは、本件処分の根拠法規の摘示としては不十分であるといわざるを得ない。

したがって、本件処分における説明は地公法第49条第1項所定の処分説明書に要求される記載内容を具備していない違法が認められる。

③ しかるところ、当委員会は、「地公法第49条は、審査請求の便宜のため懲戒処分の事由を記載した説明書の交付を定めたものであり、説明書の交付が処分の要件となるものではない。」（大阪高裁令和4年5月31日判決：判例地方自治509号73頁、D1-Law.com判例体系）との見解に立つものであり、本件処分に関する説明が地公法第49条第1項に違反するとの理由で本件処分が取消されることはない（同旨、橋本勇著「新版逐条地方公務員法（第6次改訂版）」898頁。）。

④ よって、本件争点(2)に関する請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 争点(3)（教示の不記載）について

当委員会は、本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示（本件においては、「当委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間」となる。）が記載されていないという違法が認められるが、これにより直ちに取消事由とはならないと判断する。

【理由】

① 本件懲戒処分等通知書には地公法第49条第4項所定の教示が記載されていないことは争いがないところ、当該教示を同条第1項所定の処分説明書に記載すべきとされる趣旨は、上記2③と同様、審査請求の便宜のためであり、同条第4項に違反するとの理由で本件処分が取消されることはない（同旨、橋本勇著「新版逐条地方公務員法（第6次改訂版）」901頁。）。

② よって、本件争点(3)に関する請求人の主張には理由がないものと判断する。

4 争点(4)（職務専念義務違反に該当する非違行為の有無）について

当委員会は、本件処分に関する説明で指摘されている「令和7年2月28日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案」については、「請求人には、令和7年1月27日における業務時間内において、その大半を占める時間を私的ウェブの閲覧等に費やしたという地公法第35条所定の職務専念義務に違反する非違行為が認められ、当該非違行為は同法第29条第1項第1号及び第2号所定の懲戒事由に該当する。」との限度で認定されるものと判断する。

【理由】

① 処分者が本件処分に関する説明で請求人の非違行為と認定したのは、本件面接調査結果の「1. 職務専念義務違反事案の概要」に記載されている「地域プロジェクトマネージャーの今井恵一氏について、2025年1月27日に実施した調査において、業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが判明した。具体的な活動内容としては、ニュース記事閲覧、株価確認、求人情報検索、その他趣味に関することなどが記録されており、これらが勤務時間の大半を占めていた状況が確認されている。さらに調査によれば、2024年10月10日頃から2025年2月23日までの期間（約4ヶ月間）においても、同様の状況が継続していたことが監視画面により確認されています。この期間全体を通じて、私的ウェブ閲覧が業務時間の相当部分を占める状況が続いていました。」との私的ウェブ閲覧行為である。

② この点、請求人の弁明は上記のとおり本件面接結果報告書の「3. 面接結果」に記載されているとおりであり、「職務専念義務違反を10月頃から1日の1/3程度の時間を私的ウェブの閲覧等をしていたことを認める」とともに、上記のとおり企画立論の方法としてウェブ閲覧の効用を指摘し、閲覧全部が非違行為に該当することを争い、審査請求書及び令和7年9月1日付け反論書でも同旨の効用と実績を主張している。

③ そうすると、懲戒処分の対象となる非違行為については厳格な認定が必要であることから、当委員会としては本件懲戒処分等に関する意見書に添付されている令和7年1月27日の調査結果に基づく同日の職務専念義務違反のみを非違行為と認定し、その他は量定事情として取扱うのが相当であるとの見解に立ち、当該限度で請求人の非違行為を認定する。

なお、令和7年1月27日の調査結果によれば、「業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが判明した。」とのことであるが、「約70.3%」という具体的な数値を明示する必要はなく、「業務時間内における大半を占める時間」という程度の認定で十分であると判断する。

5 争点(5)（本件処分の種類と量定）について

当委員会は、本件処分の種類と量定（停職1か月）は重きに過ぎ、本件懲戒審査会が採用した戒告に留めるのが相当であると判断する。

【理由】

① 請求人の非違行為（職務専念義務違反）については、本件懲戒処分基準規程第4条第1項により別表1の(4)が適用される結果、標準となる種類は「減給又は戒告」となる。

本件懲戒審査会の会議結果（乙5）によれば、本件懲戒審査会は請求人の非違行為をどの範囲で認定したのか明確ではないが、「戒告相当」の結論を出し、本件懲戒審査会委員長が処分者に対し、「戒告相当」の答申書を提出した。

② 本件懲戒審査会は、委員から指摘された「ネットワークセキュリティの管理権限」や「国からの交付金の処理」についてどこまで考慮したかは不明であるが、少なくとも下記の事情を考慮して「戒告相当」としたことが認められる。

（考慮事情）

- ・そもそも課内での意思疎通がうまくいっていない様子が伺える。
その場で指摘すればよいことではないのか。
- ・該当職員は、会計年度任用職員（地域プロジェクトマネージャー）として任用されているが、令和6年度末で終了し再度の任用更新は行わない事で決定している。
- ・該当職員側の意見として、課内の仕事の進め方などに不満があるようだが、そもそも勤務中に業務目的以外のウェブ閲覧行為をしており、また本人もその事実を認めている。

③ 当委員会としても、本件懲戒審査会が考慮した上記事情に基けば、請求人の非違行為に対して、量定事情となる不適切な行為を考慮しても戒告とすることは適切な選択であると考える。

④ しかるところ、処分者は上記のとおり本件懲戒審査会の答申を採用せず、本件懲戒処分基準規程第4条第3項により加重した停職1ヶ月とする本件処分を発出した。

処分者が加重した理由は、上記のとおり「他自治体の事例も鑑みて判断を行いました。（参考）兵庫県加古川市、愛知県名古屋市」という

だけで、加重すべき理由については他自治体の事例との比較検討を含めて一切の合理的な説明をしていない。

⑤ よって、本件争点(5)に関する処分者の主張を採用することはできず、本件処分（停職1ヶ月）は過重であると判断する。

6 小結：本件処分に関する判断

よって、当委員会は、処分者が裁量権の行使として行った本件処分の種類と量定は社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱した違法が認められるから、本件処分の法律効果を戒告の限度に修正するのが相当であると判断する。

第5 結 論

以上のとおりであるから、当委員会は不利益処分についての審査請求に関する規則（令和元年規則第4号）第63条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和7年10月29日

千葉県市町村公平委員会

委員長

委 員

委 員

行政文書部分開示決定通知書

令和8年1月15日

市民オンブズマンの会白子
会長 [REDACTED] 様

(実施機関名)

白子町長 緑川 輝男



令和8年1月8日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、行政文書の一部を次のとおり開示することに決定したので、白子町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、下記記載の開示実施方法及び日時については、「開示実施方法等申出書」により申し出てください。

開示請求に係る行政文書の名称	元地域プロジェクトマネージャーに対する公益通報書に関するすべての資料
請求の際に希望した開示の実施の方法	できる・できない
求めることができる開示の実施方法	文書の写しの交付
開示を実施することができる日時	令和8年1月15日 午後4時
開示を実施する場所	白子町役場総務課
行政文書の全部を開示しない理由	白子町情報公開条例第7条第5号に該当 (理由) 通報者が特定され得る具体的な事実関係を含んでおり、公益通報制度の実効性が損なわれる恐れがある情報であるため。
担当課等	担当課 白子町役場総務課 電話番号 (0475) 33-2110

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白子町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において白子町を代表する者は白子町長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの

決裁区分	町長決裁	所属	総務課		緊急・重要文書付せん	編 冊 番 号		
起案	令和 6 年 12 月 20 日			特殊取扱		開示・不開示の区分		
決裁	令和 7 年 1 月 16 日			告 示・公 印 省 略 事 前 押 印・書 留 速 速・内 容 証 明 ()		(開示)全部不・部分不 時限不(年月解除) 不開示理由		
施行	令和 7 年 1 月 16 日			文 書 審 査	公 印 使 用 確 認	記 号 番 号	白総第 0002388 号	
完結	令和 年 月 日					文 書 主 任		
済書		照 合		発 送		起案者 職氏名	課長補佐 緑川 秀幸	承認印
あて						発		
分 類 番 号			合議経過			年 月 日		
A -140-000-002						年 月 日		
主 管	町長	教育長	総務課長					
合 議								
件 名	内部公益通報書の受付について							
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)								
<p>別紙のとおり内部公益通報がありましたので、白子町職員等の公益通報に関する要項第8条第3項により報告します。</p> <p>また決裁の上は、同要綱第9条により通報者に対し通知してよろしいか伺います。</p>								

白子町

内部公益通報書

令和6年12月20日

白子町長様

氏名	[REDACTED]	
所属	[REDACTED]	
連絡先	[REDACTED]	
違反等の事実の内容	発生日時	別紙のとおり
	発生場所	[REDACTED]
	通報対象事実の具体的な内容	別紙のとおり
	通報対象事実を裏付ける証拠等とその具体的な内容	別紙のとおり
違反等の事実に関するものの所属、職名及び氏名又は名称	企画財政課 地域プロジェクトマネージャー [REDACTED]	
通報者の氏名を記入しないときは、その理由		
備考 (□欄にチェックをすること。)	証拠書類については大量であるため、下記よりご覧ください。 [REDACTED] (受理・不受理通知、調査結果等) ■必要 □不要	

■添付資料あり □添付資料なし

内部公益通報報告

白子町長 石井和芳 様

公益通報がありましたので、次のとおり報告します。

受付日時	令和6年12月20日		
件名	職務専念義務の違反		
受付手段	〔通報書〕電話・ファクシミリ・電子メール・面談		
通報者名	記名	所属 ██████████	匿名
		氏名 ██████████	
通報の概要	1 通報対象者・所属等 企画財政課 地域プロジェクトマネージャー ██████████		
	2 法令違反等の事実の内容（いつ、どこで、どのような） 業務時間内における業務内容外のネット閲覧（別紙）		
	3 法令違反等の事実の確認の方法（予定を含む。） ██████████		
	4 証拠書類の有無、提出の可否 証拠資料 あり()・なし 証拠書類の提出 できる・できない		
	5 他に通報内容を知っている者の有無 いる（氏名 ）・いない		
	6 その他特記事項 ██████████		
通報者が希望する対応	1 受理又は不受理及び調査結果・措置の報告等 希望する・希望しない		
	2 公益通報者への連絡方法及び連絡先 ██████████		
受理・不受理の判断	受理する・不受理とする (その理由) 業務に不必要的インターネット閲覧等の確認ができた為。		

内部公益通報受理・不受理通知書

白總第 号
令和7年1月 日

様

白子町長 石井 和芳 団

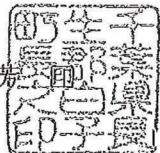
令和6年12月20日に、あなたから受けた通報は、令和6年12月20日付で
公益通報として受理し、調査を開始しましたので、白子町職員等の公益通報に関する
要綱第9条の規定により、通知します。

内部公益通報受理・不受理通知書

白總第2388号
令和7年1月17日

様

白子町長 石井 和芳



令和6年12月20日に、あなたから受けた通報は、令和6年12月20日付で
公益通報として受理し、調査を開始しましたので、白子町職員等の公益通報に関する
要綱第9条の規定により、通知します。

決裁区分	教育長決裁	所属	総務課		緊急・重要文書付せん	編番号		
起案	令和7年3月3日		特殊取扱		開示・不開示の区分			
決裁	令和7年3月3日		告示・公印省略 事前押印・書留 速達・内容証明 ()		開示全部不・部分不 時限不(年月解除)	(不開示部分)		
施行	令和7年3月3日		文書審査	公印使用確認	記号番号	白総第0002791号		
完結	令和 年 月 日				文書主任			
処理		照合	発送	起案者職氏名	保存区分	保存期間	10年	
あて	白子町公益通報委員会委員長					発	白子町公益通報委員会調査員	
分類番号			合議通過			年月日		
A-140-000-002						年月日		
主管	教育長	総務課長						
	(御園)	(印)						
合議								
件名	内部公益通報調査報告書について							
	先方文書の発信日付・記号番号 (対) 年 月 日付)							
	令和6年12月20日で通報のあった件について、事実調査が終了しましたので白子町職員等の公益通報に関する要項第16条第4項により、別紙のとおり報告します。							

白子町

内部公益通報調査報告書

令和7年3月3日

白子町公益通報委員会
 委員長職務代理者 教育長 御園正二 様

調査員 総務課 [REDACTED]

通報のあった事実について、調査が終了したので、白子町職員等の公益通報に関する要綱第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

通報受付日	令和6年12月20日										
件名	職務専念義務の違反										
受付者	総務課長 [REDACTED]										
受付手段	〔通報書・電話・電子メール・ファクシミリ・面談〕										
通報者名	記名	所属	[REDACTED]	役職	[REDACTED]	匿名					
通報の内容	被通報者（企画財政課 地域プロジェクトマネージャー [REDACTED]）は、業務時間の7割以上について、業務とは関係のない私的なウェブ閲覧を行っている。										
調査期間	令和7年1月18日から 令和7年2月28日まで										
調査の方法 該当項目の□にチェックをすること。	<input type="checkbox"/> 通報者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 既に提出されている関係文書の調査 <input checked="" type="checkbox"/> 所属上司からの聞き取り <input type="checkbox"/> 関係職員からの聞き取り <input type="checkbox"/> その他（ ）)										
調査の結果	通報事実の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし									
	企画財政課長による本人への面接結果報告書を参照										
特記事項											

令和7年2月28日
企画財政課
課長 [REDACTED]
課長補佐 [REDACTED]

[REDACTED] 氏の職務専念義務違反事案に関する面接結果の報告書

この度の、当課に所属する白子町地域プロジェクトマネージャー [REDACTED] 氏の職務専念義務違反事案に関する面接結果について以下の通り報告いたします。

1. 職務専念義務違反事案の概要

[REDACTED]

2. 面接の実施

[REDACTED]

3. 面接結果

[REDACTED]

以上、報告いたします。

決裁区分	町長決裁	所属	総務課		緊急・重要文書付せん	編 冊 番 号		
起案	令和 7 年 3 月 3 日		特殊取扱		開示・不開示の区分			
決裁	令和 1 年 3 月 3 日		告 示・公 印 省 略 事 前 押 印・書 留 速 達・内 容 証 明 ()		開示全部不・部分不時限不(年月解除)	(不開示部分)		
施行	令和 1 年 3 月 3 日		文書審査	印 使用 確 認	記号番号	白總 第 0002792 号		
完結	令和 年 月 日				文書主任			
処理		照 合		発 送	保存区分	保存期間	10年	
あて	白子町長 石井和芳					発	白子町公益通報委員会委員長	
分 類 番 号			合議経過			年 月 日		
A -140-000-002						年 月 日		
主 管	町長	総務課長						
合 議								
件 名	内部公益通報調査結果報告書の提出について							
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)								
令和6年12月20日で通報のあった件について、事実調査の結果、法令違反等の事実があると認められるため、白子町職員等の公益通報に関する要項第17条第1項により、別紙のとおり報告書を提出します。								

白子町

内部公益通報調査結果報告書

令和7年3月3日

白子町長 石井和芳 様

白子町公益通報委員会

委員長職務代理者 教育長 御園正二

通報のあった事実について、調査結果の審議を行ったので、白子町職員等の公益通報に関する要綱第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

受付日	令和7年3月3日					
件名	職務専念義務の違反					
通報者名	記名	所属	[REDACTED]	役職	[REDACTED]	匿名
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
通報の内容	被通報者（企画財政課 地域プロジェクトマネージャー [REDACTED]） は、業務時間の7割以上について、業務とは関係のない私的なウェブ閲覧を行っている。					
調査の結果	通報事実の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 通報事実あり <input type="checkbox"/> 通報事実なし			
その他 特記事項	被通報者の処分については、白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程に基づき判断することを要する。					

重要判例に学ぶ

地方自治の知識

町有財産売却処分違法確認等請求及び共同訴訟参加事件
損害賠償請求事件

羽根 一成
弁護士

再度の監査請求の許否

第1 最高裁判昭和62年2月20日判決

1 事案の概要（第一審判決による）

(1) 第一回監査請求

監査請求…昭和54年4月20日

監査結果の通知…昭和54年6月16日（却下か
棄却かは不明）

監査請求人…A、B、C（住民、原告、控訴
人、上告人）

請求内容

〔D（町長。被告、被控訴人、被上告人）が、
本件土地を被告会社に対し、随意契約により
3600万円で売却処分することとして、昭
和54年2月13日売買契約を締結したが、同売
却処分はその売却価格において近傍類似の売

買実例価格（時価）に比較して著しく低廉であつて、同町の財政運営上多大の損失を生じさせ、ひいては同町民の負担を増加させる結果につながるため、その是正措置を求める旨」
(傍線は筆者による。また、漢数字は算用数字にした。以下同じ。)

(2) 第二回監査請求

監査請求…昭和54年11月20日

監査結果の通知…昭和55年1月17日（却下か
棄却かは不明）

監査請求人…A、B、C

請求内容

〔（1）Dが本件土地を被告会社に対し、随意契約により、3600万円で売却処分したが、その売却価額において一般的通念上から

も極めて低額であり、不動産鑑定士による本件売却処分時における鑑定評価額によれば坪当たり21万円、総額1億2894万円でこれと比較しても右売却価額は著しく不當に低額であり、右売却価額についての是正措置を請求する、（2）地方公共団体における契約は、法（地方自治法）の規定に則り競争入札の方法によつて最も有利な条件で締結するのが原則とされているところであつて、本件土地の処分に当たつて随意契約により低廉な価額で売却処分することは法第234条第1項又は第2項、法施行令第167条の2の規定に反するものであつて、右各法規にのつとつた是正措置を請求する、（3）町有財産の処分に当たつては、当該財産の評価を適正に行い、

公益上の必要により時価より減額して売払う

場合は法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により町議会の議決を経るべきところ、被告Dにおいて同手続を経ずして本件土地の売却処分を行つたことは右各規定に反するものであるから、その是正措置を請求する旨」

2 爭点

同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は許されるか。

3 判旨

「地方自治法（以下「法」という。）242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出

する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであつて、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与えるが、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、法242条の2第1項は、『普通地方公共団体の住民は、前条

第1項の規定による請求をした場合において、……裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効となるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。』

「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法242条1項の規定による住民監査請求があつた場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する实体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあつた日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」

第2 最高裁平成10年12月18日判決

1 事案の概要

「1 市は、公金を支出して本件学校を建設し、平成8年4月1日に同校が開校した。」

「2 上告人らは、同年6月28日、市監査委員に対し、住民監査請求（以下「第一回監査請求」という。）をした。上告人らが提出した監査請求書には、表題として『加須市立加須東中学校の分離校は建設する必要があつたのかの監査請求書』、監査を請求する理由として『東中の分離校を31億円の公金を投じて建設する必要はなかつたと考えられる。故に分離校建設は正当であつたのかの監査を請求する理由に分離校建設は正当であつたのかの監査を請求する。』と記載されていた。』

「5 市監査委員は、上告人らに対し、同年9月5日付け書面をもつて第二回監査請求を却下する旨の通知をした。却下の理由は、第一回監査請求における請求人及び対象となる監査請求の内容が同一であるため、一事不再理の原則に従い却下するというものであつた。』

2 原審の判断

「1 上告人らの第一回監査請求は、請求の特定を欠くものとはいえず、適法である。したがつて、市監査委員が第一回監査請求を却下したことは不適法である。」

「2 上告人らの第二回監査請求は、第一回監査請求と同一の財務会計上の行為を対象とするものである。」

「3 同一住民が同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることは許されないから、上告人らが提出した監査請求書には、表題として『加須市立加須東中学校の分離校は建設する合理の財務会計上の行為について2回にわたり監

的理由があつたのかの監査請求書』、監査を請求する理由として『35学級、1400人迄対応出来る規模の用地面積があるのであるから、東中の分離校を31億円の公金を投じて建設する必要はなかつたと考える。故に分離校建設は正当であつたのかの監査を請求する。』と記載されていた。』

「4 第一回監査請求については、監査委員による監査又は勧告が行われていないことになるから、上告人らは、法242条の2第二項3号により、第一回監査請求をした日から60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起しなければならなかつたところ、本件を提起しなければならなかつたところ、本件訴えは、右期間を経過した後に提起されたものであるから、不適法である。」

3 爭点

適法な住民監査請求を不適法として却下した場合、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は許されるか。

4 判旨

「1 監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのである。」

訴の前置手続として、まず監査委員に住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正させることを目的とするものであると解される。そして、監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらずこれを却下し監査を行わなかつたため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によつて予防、是正する機会を失した場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、右に述べた住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。また、監査委員が住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が、却下の理由に応じて必要な補正を加えるなどして、当該請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求に及ぶことは、請求を却下された者として当然の所為といふことができる。そうであるとすれば、当初の住民監査請求が適法なものであるため直ちに住民訴訟を提起することができるとしても、当該請求をした住民が住民訴訟を提起せずに再度の住民監査

請求に及んだ場合に、右請求が当初の請求との対象を同じくすることを理由に不適法であるとするのは、出訴期間等の点で当該住民から住民訴訟を提起する機会を不當に奪うことにもなつて、著しく妥当性を欠くというべきである。

〔2〕監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民が提起する住民訴訟の出訴期間は、法242条の2第2項1号に準じ、却下の通知があつた日から30日以内と解するのが相当である。同項1号ないし4号の規定は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実について、いつまでも争い得る状態にしておくことは、法的安定性の見地からみて好ましくないため、これを早期に確定させようとの趣旨から、住民監査請求をした住民において、当該請求に係る行為又は怠る事実について住民訴訟を提起するか否かの判断を、その提起が法的に可能となつた時点から30日以内の期間にさせる趣旨のものである。そして、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であると認めてその旨を書面により請求人に通知した場合には、当該請求に対する監査委員の監査は行われていないものの、当該請求に対する監査委員の判断結果が確定的に示されている点において、監査委員が請求に理由

がないと認めてその旨を書面により請求人に通知した場合と異なるところがない。そうすると、当該請求をした住民は、却下の通知を受けた時点において、当該請求に係る行為又是怠る事実について住民訴訟を提起することが法的に可能な状態になつたものとして、同項1号にいう監査委員の監査の結果に不服がある場合に準じて、却下の通知を受けた日から30日以内に住民訴訟を提起しなければならないと解するのが、住民訴訟の出訴期間を規定した同項の趣旨に沿うるものというべきである。

第3 実務上の検討

1 監査委員の対応

前記最高裁昭和62年判決及び最高裁平成10年判決をまとめるところのようになる。

すなわち、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は、原則として許されないから、第二監査請求は不適法なものとして却下することになる。

ただし、監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合は、住民は直ちに住民訴訟を提起することができる。また、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求も許される。そして、監査委員が第一監査請求は適法なものであつたと判断する

場合は、第二監査請求について監査（本案審理）を実施して、監査請求に理由があれば勧告し、理由がなければ棄却することになる。もつとも、監査委員が第一監査請求はなお不適法なものであると判断する場合は、原則に帰つて、第二監査請求は不適法なものとして却下することになる。

2 住民訴訟の出訴期間

再度の監査請求の許否は、住民訴訟の出訴期間に影響し、前記最高裁平成10年判決でも、この点が問題となつている。

すなわち、住民訴訟は、「監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内」（地方自治法第242条の2第2項第1号）に提起しなければならないところ、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は、原則として許されないから、第一監査請求の結果の通知があつた日以内に住民訴訟を提起しなければならない。監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合

理由がないとき（財務会計行為・怠る事実が違法・不当とは認められないとき等）は棄却となる。同一住民による同一対象に対する再度の監査請求は、原則として許されないから、第二監査請求は不適法であるとして却下することになる。

【表】再度の監査請求の許否と住民訴訟の出訴期間

再度の監査請求の許否			住民訴訟の出訴期間
同一住民 同一対象	原則	×再度の監査請求	
		○住民訴訟	第一監査請求の結果の通知があつた日から30日以内
	監査委員が適法な 住民監査請求を不 適法であるとして 却下した場合	○再度の監査請求	第一監査請求の結果の通知があつた日から30日以内

3 監査請求に対する却下と棄却

提起するときは、第一監査請求の結果の通知があつた日から30日以内に住民訴訟を提起しなければならないが、同一住民による同一対象に対する再度の監査請求も許されるから、

第二監査請求をするときは、その結果の通知があつた日から30日以内に住民訴訟を提起すれば足りる。

(2) ところで、監査請求の要件審査（本案前の審査）では、次のような点が審査される（千葉県柏市の住民監査請求監査事務要領を参考した）。

ア 形式及び手続

- ① 請求書の書式（行為者の職氏名、請求の要旨、請求者の住所、氏名（自署）、印、請求年月日及び監査委員名）（地方自治法施行令第172条）
- ② 事実証明書（違法又は不当とする事實を証する書面（様式の定めはなく、新聞記事の切り抜き、写真等でも認め

られる)」(地方自治法第242条第1項)

項)

③請求人の資格 「当市の住民で、法律上の行為能力の認められている限り法

人たると個人たるとを問わない」(地

方自治法第242条第1項)

④行為者(職員)の指定 「地方公共団体の長、委員会、委員、職員(職氏名を

具体的に記載)」(地方自治法第242

条第1項)

⑤請求の期限 「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年以内」(地方自

治法第242条第2項)

イ 行為及び結果

①請求の対象となつた行為 違法又は不

当な財務会計上の行為 「(a)公金の支

出、(b)財産の取得・管理・処分、(c)契

約の締結・履行、(d)債務その他の義務

の負担、(e)(a)～(d)の行為が相当の確実

さで予測される場合、(f)公金の賦課・

徴収を怠る事実、(g)財産の管理を怠る

事実」(地方自治法第242条第1項)

②違法・不当性 「違法・不当とする事

実の主張又は理由の提示」(地方自治

法第242条第1項)

③特定性・具体性 「請求事項を特定で

きる程度の具体性」(最高裁平成18年

4月25日判決・民集60巻4号1841
頁)

④損害発生の可能性 「行為の結果としての財産的損害の発生又はその恐れ」

(地方自治法第242条第1項)

⑤必要な措置の内容 「当該行為の防止、是正、損害補填のいずれの措置を求めているかを明記」(地方自治法第242

条第1項)

(3) このうち、違法・不当性(2)イ(2)については、その記載がある限り、内容が不十分

と思われても不適法として却下することはできぬ。監査請求に理由があるかどうかは、

監査(本案審査)を実施して審査されるべきものであつて、監査請求が不適法であるかどうかの要件審査(本案前の審査)において、

本件審査に立ち入ることはできないからである。このことについて、前記最高裁昭和62年

判決の第一審判決は、「監査請求に当たつて

その対象とする行為の違法事由を逐一、具

体的に請求書に記載することは望ましいにして

も、それは法の要求する監査請求の要件では

不適法であるとして、却下する決定をした」

事案において、「原告は、平成27年監査請求

において、本件契約は、その裁量判断の過程

に誤りがあり、違法な使用許可を前提とする

違法な契約であり、そのような本件契約に基づく本件支出命令及び本件支出は違法である

張は、当該財務会計上の行為又は怠る事実が、具体的な理由によつて、法令に違反し、又は行政目的上不適当である旨を指摘すれば足りる」としている。また、東京地裁平成29年2月24日判決(平成26年(行ウ)276号)は、

被告が「原告らが本件各事業に協力しないから事業に完成見込みがないとして、『自分たちが反対するから違法、不当である』といつてゐるにすぎない。」と主張したのに対しても、

「本件各事業に必要な土地を所有している原告X₂が当該土地をA市に譲渡する意思が全くなく、本件各事業は完成の見込みがないこと」 「本件各事業と一体の事業であるIC事業が公益性・公共性がなく、本件各事業にも公益性がないこと」を指摘していることをもつて、「違法・不当の主張がないとまで認めることができない」とし、東京地裁平成29年3月9日判決(平成26年(行ウ)78号)は、監査委員が「本件契約が違法であると主張するのみで、本件契約に基づく支出の違法性・不当性を具体的に示しているとは認められないから不適法であるとして、却下する決定をした」事案において、「原告は、平成27年監査請求において、本件契約は、その裁量判断の過程に誤りがあり、違法な使用許可を前提とする

旨を主張したことが認められるから、原告は、
本件支出命令の違法を主張しているというこ
とができる。」としている。

事実証明書（2）ア②）については、「事実
を証するような形式を整えておれば一応受け
付けなければならない。それが事実であるか
どうかは、監査委員の監査によつてはじめて
明らかになるものである。」（昭23・10・30行実）
とされている。のことについて、前記東京
地裁平成29年2月24日判決は、被告が「事実
証明書として、登記事項証明書、予算書を提
出していただけであり、地方自治法第242
条第1項に規定する違法、不当な行為である
ことを証する書面を全く提出していない。」
と主張したのに対し、「平成24年度歳出見
積書（内訳）」「平成24年度予算（当初）」「登
記簿」を提出していることをもつて、「事実
証明書を欠いているとまではいえない」とし
ている。

損害発生の可能性（2）イ④）については、
必要なのは可能性の記載であり、それがある
限り、客観的にみて財産上の損失を伴う余地
のない行為である場合でなければ不適法とし
て却下することはできない。のことについ
て、東京地裁平成28年3月1日判決（平成27
年（行ウ）81号）は、「原告主張伐採行為は、
客観的に見て東京都に財産上の損失を伴う余

地のない行為ということはできない。そうす
じては認められない」との理由により
不適法となるということはでき」ないとして
いる。なお、大阪高裁平成25年7月26日判決
（平成25年（行コ）43号）は、市に損害が発
生したとは認められないことを理由に（適法
な監査請求を経ていないとして訴えを却下す
のではなく）請求を棄却している。

監査請求を不適法であるとして却下した場
合、監査請求に理由があるかどうか（財務会
計行為・怠る事実が違法・不当かどうか）に
ついて、監査段階で整理しないまま住民訴訟
に対応しなければならなくなる。監査請求が、
「地方公共団体の職員による違法又は不当な
行為等により地方公共団体の住民として損失
を被ることを防止するために、住民全体の利
益を確保する見地から、職員の違法又は不当
な行為等の予防、是正を図ることを本来の目
的とするもの」（松本英昭「新版 逐条地方自
治法 第8次改訂版」1012頁）であると
いう観点からも、安易に却下することのない
よう留意する必要があると思われる。



<242> 繰り返される白子町監査結果の誤り

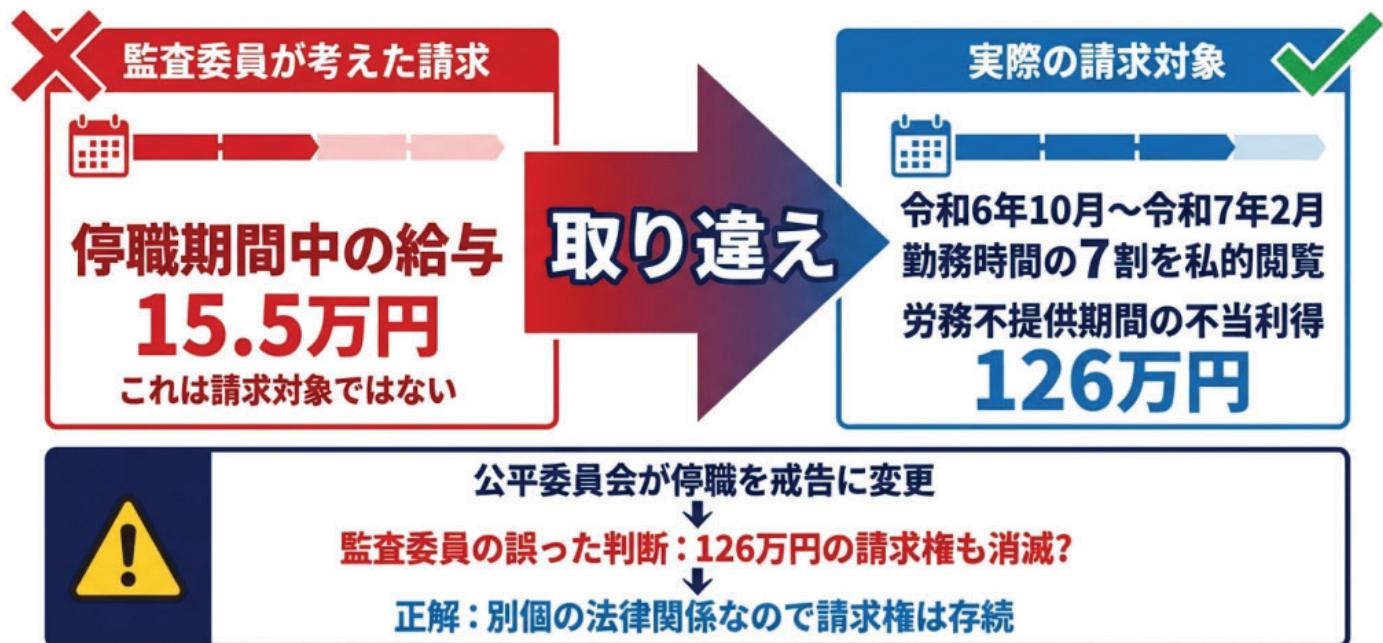
住民訴訟提起へ ※2026年（令和08年）01月02日

— 監査委員が見誤った不当利得返還請求の本質 —

[住民監査請求書はこちら](#)

[白子町監査委員による監査結果はこちら](#)

監査委員の根本的な誤解



白子町地域プロジェクトマネージャーによる業務外ネット閲覧に関する給与返還請求に対して行った住民監査請求について、白子町監査委員から令和7年12月19日付で通知された監査結果は、例に漏れず、法律論として重大かつ明白な誤りを含んでおり、当会として到底容認できるものではありませんでした。

以下、白子町監査委員による監査結果がいかに誤っているのかを解説します。

監査結果の誤りについての解説

まず、本件住民監査請求において請求原因（対象）としている“債権”は、白子町地域プロジェクトマネージャーであった今井恵一氏が令和6年10月から令和7年2月までの約4ヶ月間、勤務時間の約7割を私的インターネット閲覧に費やしていたという事実に基づいて、「勤務時間中に職務に専念していなかった期間の給与相当額126万円の不当利得」についての返還請求権である。

つまり、監査結果において請求棄却理由の要となっている「停職期間中の給与(155,466円)」は、監査請求当時に支給されていなかったのであるから、そもそも請求対象としていない。

本件請求は、停職処分とは全く別個の期間・法律関係に基づく不当利得の返還請求なのである。

ところが、白子町監査委員は、千葉県市町村公平委員会が停職処分を戒告に変更したことをもって、あたかも**126万円**の不当利得返還請求権も消滅したかのように判断した。

これらのことから、白子町監査委員は、本件監査請求において最も中核となるべき請求原因を正確に把握しないまま審理を進め、結果として、請求の対象およびその法的根拠を根本から取り違えた状態で監査結果を示したものといわざるを得ない。以下、その誤りの内容について詳述する。

監査結果の根本的誤謬 - 三重の致命的誤り

× 誤り①

公平委員会裁決の射程の誤解



- 処分の重さを変更しただけ
≠ 非違行為の消滅

× 誤り②

請求原因の取り違え



- 民法703条 不当利得
- 労務不提供 = 法的原因なし

× 誤り③

適法な支給に転化？



- 論理的根拠なし
- 対価なき給与 = 不当利得

監査委員の主張: 停職が戒告になれば給与返還義務も消滅



実際: 懲戒処分と不当利得返還は別個の制度

第1 監査結果の根本的誤謬

監査委員は、監査結果において以下のように述べている。

「停職処分が遡及的に否定された結果、無給とする法的根拠が消滅した。その結果、給与支給は適法な支給に転化し不当利得ではなくなるため、給与返還請求を維持する法的根拠は喪失されたと解すべきである。」

この論理には、三重の致命的誤謬がある。

1 公平委員会裁決の射程の誤解

千葉県市町村公平委員会による裁決は、停職処分の量定（処分の重さ）を変更したに過ぎず、職務専念義務違反という非違行為の存否そのものを判断したものではない。公平委員会が否定したのは「停職処分という懲戒処分の選択」であって、「職務専念義務違反という非違行為そのもの」ではない。

つまり、元職員である今井氏が令和6年10月から令和7年2月までの間、勤務時間の約7割を私的閲覧に費やしていた事実、職務専念義務に違反していた事実、その期間町に対して労務を提供していなかった事実は、裁決によって消滅していない。

仮に監査委員の判断が正しいとすれば、懲戒処分が戒告に変更されただけで、あらゆる非違行為が遡及的に消滅することになってしまう。これは明らかに不合理である。懲戒処分は、非違行為に対する制裁の種類と程度を決定するものであり、非違行為の存否そのものを判断したものではない。

2 請求の原因と法的根拠の取り違え

監査委員は、「無給とする法的根拠が消滅した」と述べているが、これは本件請求の請求原因や法的根拠を完全に取り違えた判断である。本件の請求原因は「不当利得返還請求」であり、「停職処分による無給」ではない。

民法第703条は「法律上の原因なく他人の財産...によって利益を受け...た者は...返還する義務を負う」と規定し、民法第704条は「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。...」と規定する。

元職員である今井氏は、令和6年10月から令和7年2月までの約4ヶ月間、勤務時間の約7割を私的閲覧に費やし、町に対して労務を提供していなかった。労務の提供がない以上、給与支給の対価（法律上の原因）が存在しない。したがって、この期間に支給された給与126万円は「法律上の原因なく」受領された利益であり、不当利得に該当する。この法的根拠は、停職処分の有無とは全く無関係である。

本件請求は「労務不提供期間の不当利得返還請求」であるから、停職処分が変更されても、労務不提供という事実は何ら変わらないのだから、不当利得返還請求の法的根拠は何ら影響を受けない。

3 「適法な支給に転化」という論理の崩壊

監査委員は、「給与支給は適法な支給に転化し不当利得ではなくなる」旨述べている。しかし、労務の提供がない給与支給が、どのようにして「適法な支給」に転化するのか、その論理的根拠は一切示されていない。

給与とは、労働契約に基づく労務提供の対価である。対価なき給与支給は、不当利得以外の何物でもない。仮に監査委員の論理が正しいとすれば、職員が全く勤務しなくても、懲戒処分が軽減されれば、給与は適法に支給されるという不合理な結論が導かれる。

不当利得返還請求と懲戒処分は、法的に独立した別個の制度である。懲戒処分は服務規律違反に対する制裁であり、不当利得返還は法律上の原因なく受領した利益の返還であり、懲戒処分が軽減されたからといって、労務不提供という事実が消滅するわけではない。したがって、不当利得返還義務も消滅しない。

第2 債権放棄の違法性

正しい手続き



地方自治法96条1項10号
↓
議会への議案提出
↓
議会の審議・議決
↓
権利放棄



VS
X

白子町が行ったこと



令和7年11月13日
↓
議会議決なし X
↓
条例制定なし
↓
町長が独断で債権放棄
⚠ 126万円

結論：この債権放棄は無効

→ 126万円の不当利得返還請求権は依然として存在

第2 債権放棄の違法性

町が令和7年11月13日付で126万円の返還債権を放棄したことは、さらに重大な問題がある。この債権放棄には、地方自治法が定める議会の議決が一切経られていない。

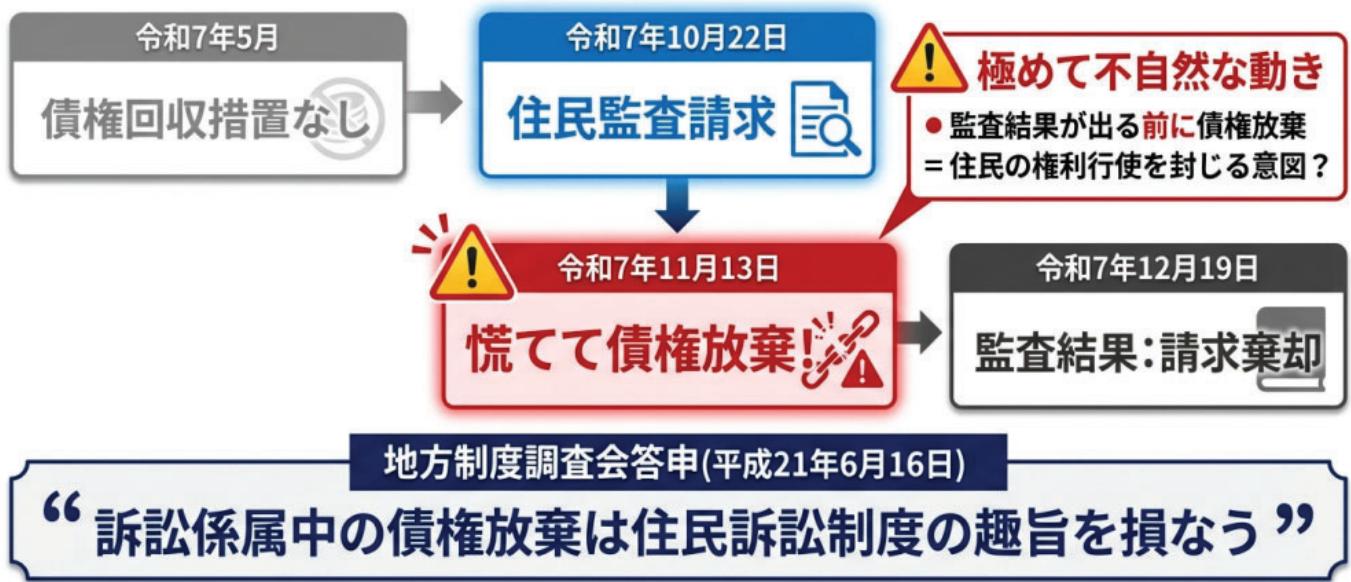
地方自治法第96条第1項第10号は、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」と定めている。

債権(不当利得返還請求権)の放棄は、まさに「権利を放棄すること」に該当する。

本件において、町は議会への議案提出も、議会の審議・議決も、条例制定も一切経ずに債権を放棄した。これは地方自治法第96条第1項第10号に明白に違反しており、当該債権放棄は無効である。

したがって、126万円の不当利得返還請求権は、依然として存在している。

第3 住民訴訟制度の趣旨からの批判



本件はさらに悪質:議会議決すら経ない独断での債権放棄

第3 住民訴訟制度の趣旨からの批判

本件の経緯を見ると、白子町総務課の行動に極めて不自然な点がある。

令和7年5月から何らの債権回収措置を行わなかった町が、当会による10月22日付の住民監査請求後、監査結果が出される前である令和7年11月13日付で慌てて今井恵一氏に対する債権放棄を行った。

これは、監査対象となっている債権を監査結果が出る前に事前に放棄し、債権そのものもなくすることで監査結果を棄却に持ち込もうとしたと考えざるを得ない。

このような債権放棄行為について、地方制度調査会答申(平成21年6月16日)は、以下のように明確に警告している。

「近年、議会が、4号訴訟の係属中に当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行い、そのことが訴訟の結果に影響を与えることとなった事例がいくつも見られるようになっている。4号訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権を当該訴訟の係属中に放棄することは、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねない。このため、4号訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄を制限するような措置を講ずるべきである。」

本件はまさに、この答申が警告する典型的な事例である。住民監査請求という住民訴訟制度の入口段階で、執行機関が債権を放棄することによって住民の権利行使を封じようとする行為は、住民訴訟制度の趣旨を根本から損なうものである。

しかも本件では、議会の議決すら経ずに緑川輝男町長が違法に独断で債権を放棄している。これは、地方制度調査会答申が問題視した事例よりも、さらに悪質な行為といえる。

第4 神戸市判例の教訓



第4 神戸市判例の教訓

神戸市の外郭団体補助金事件では、住民訴訟で認められた損害賠償請求権を市議会が放棄する議決を行った。最高裁平成24年4月20日判決は、議会による権利放棄議決の適法性を判断する際、諸般の事情を総合考慮して議会の裁量権の逸脱・濫用がないかを審査すべきとした。

神戸市事件では「議会の議決内容の適法性」が争点となったが、本件は議会議決そのものすら存在しない。地方自治法96条1項10号は権利放棄を議会の議決事項と定めており、議会を経ずに町長が126万円の債権を放棄したことは、最高裁基準による審査以前の法定要件の欠缺であり、民主的統制を潜脱する重大な違法行為である。

第5 債権管理義務違反



地方自治法240条の定め



地方自治法240条違反
債権管理義務の放棄

⚠️ 白子町が行ったこと

令和7年5月31日 支払期限

督促状なし×

法的措置なし×

10月22日 住民監査請求

11月13日 慌てて債権放棄

⚠️ 地方自治法96条1項10号違反
議会議決なき権利放棄

第5 債権管理義務違反

地方自治法第240条は、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と定めている。

本件において、町は令和7年5月31日の支払期限経過後、督促状も発せず、債権回収のための法的措置を一切講じこなかった。そして当会から監査請求を受けるや否や、議会に諮ることもせず、慌てて債権を独断で放棄した。これらは、地方自治法第240条が定める債権管理義務や議会の議決を求める地方自治法第96条第1項第10号に明白に違反している。



第6 住民訴訟の提起へ



監査委員の誤った判断

議会議決なき債権放棄

債権管理義務違反

住民訴訟制度の趣旨を損なう行為



白子町の現状

- ・令和6年：敗訴的和解
- ・令和7年：また同じ過ち
- ・コンプライアンス欠如

自浄作用の喪失



住民訴訟提起



今後の闘い

- ・公開の法廷で徹底追及
- ・法と証拠に基づく立証
- ・地方自治の健全化



令和8年も住民訴訟を通じた闘いを継続



第6 住民訴訟の提起へ

以上のように、白子町監査委員による誤った監査結果を放置することは、住民監査制度が本来果たすべき機能を空洞化させ、その趣旨を没却することにほかならない。

住民の血税が、株価情報の確認や転職活動に興じるなどして職務に専念しなかった職員の手に給与として渡ることは、断じて許されない。

振り返れば、当会が白子町を相手に提起した住民訴訟により、令和6年7月、町は敗訴的和解に追い込まれた。にもかかわらず、また白子町は何ら反省することなく、監査請求を逃れるためだけの違法な債権放棄という最悪の選択により、本来返還されるべき血税を手放し町に損害を与えた。

さらに、これらの違法行為を監査すべき白子町監査委員は、停職処分と不当利得返還請求という別個の法制度を混同し、「適法な支給に転化」などという根拠のない造語を用いて債権放棄を容認し、また、議会議決を経ない債権放棄という明白な地方自治法違反を看過するなど、法的論理を欠いた意味不明な言い訳に終始している。

地方自治法が監査委員制度を設けた趣旨は、執行機関の財務会計行為を独立した立場から審査し、違法・不当な行為を是正することにある。しかし、法的な識見を持たない町の監査委員は、能力的にその職務を完遂できない状態に陥っている。

このような状況下では、現在の監査委員らに白子町の監査を任せることはできない。本来であれば、町は法的な識見を持つ監査委員を選任すべきであるが、法的識見を持つ監査委員を選任すると、様々な問題が明らかになってしまうことから、町は適切な人材を選任できないというジレンマに陥っているものと考えられる。

前回の住民訴訟から何も学ばず、自浄作用を完全に失った白子町の現状は、極めて深刻である。町の違法行為を容認し、法的論理を理解できない監査委員が存在する限り、白子町の行政の適正化は望めない。

今回の町の対応を見る限り、地方公共団体に求められる最低限のコンプライアンスすら全く守られていないことがみてとれる。

もはや行政内部による是正が期待できることから、当会は本件について住民訴訟を提起し、司法の場において本件の違法性を徹底的に追及していくこととした。

具体的には、地域プロジェクトマネージャーであった今井恵一氏の職務専念義務違反を事実上容認した監査委員の判断をはじめ、議会の議決を欠く債権放棄の有効性や126万円の不当利得返還請求権の存否について、公開の法廷において、法と証拠に基づき徹底的に立証・検証していく。

令和8年も当会は、白子町における健全な地方自治と法の支配を回復させるため、住民訴訟を通じた闘いを続ける決意である。

2026年（令和8年）1月2日

市民オンブズマンの会白子 会長

異例の合議不調 ～職責を果たした地引久貴監査委員～

監査結果は監査委員の意見が合わず合議不調となったものの、公認会計士でもある地引久貴監査委員の意見では、本件監査請求には理由があり、前町長への損害賠償請求権を肯定したものの、損害額の算定が限られた監査期間内では判断ができないといった結論であった。

たしかに、地引委員の言うように損害賠償請求額の算定は容易ではなく、それにあたり前町長である相手方の利害にも直接かつ重大な影響を及ぼすことから監査期間内に結論を出せないというのには一定の合理性がある。

一部事実認定に誤認はあるものの、町監査委員として職責は果たされたのだと思う。

職責より政局を優先した今関勝巳監査委員 法令でなく、白子町議会会派みらいに迎合

白子町議会会派みらいの一員である今関勝巳監査委員。先日会派から出された会報には「会派みらいとしての考察」なる記事が掲載された。自らが監査委員として関与している本件自販機無償設置問題の適法性について、当会や前町長、A氏ら関係人の意見陳述前にもかかわらず前町長や職員らの責任を不問とし、「違法性はない」といった「判断」を行い公表した。

通常、自身が監査委員として関与する審議中の事件について、その内容に触れることは、住民監査請求における審議の公正性に疑いを生じさせることから審議以外の場において事件について言及することは監査委員の常識としてありえない。

自らの構成員が事件の監査委員であることを理解せず、また今関勝巳町議會議員も自身が関与する事件についてこのような記事の掲載に疑問を持たない会派みらいのガバナンスがどうなっているのか甚だ疑問である。

そして本件監査において、この「会派みらいとしての考察」に完全に迎合した監査結果を出した今関勝巳監査委員。

前述のとおり結論ありきの監査によって、今関監査委員の意見は法令に適合しない恣意的な監査結果となってしまった。

事実認定も、法令解釈も支離滅裂で、客観的な判断力を失っていることはその監査結果における今関監査委員の意見を見ればわかるであろう。自身には準司法的機関を担う監査委員たる矜持はないのだろうか。



白子町議会会派みらい会報より引用

間違いだらけの監査結果 ～監査結果資料を検証～

監査対象事項の法令解釈誤りについて

監査結果では「住民監査請求においては対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的、具体的に摘示しなければならないとされているが、請求人からは（1）本件請求における具体的な事実の指摘で、自動販売機の無償貸し付けの事実を確認するのみで、監査の対象となる具体的な使用料等の摘示及び具体的な期間の摘示や具体的な損害の摘示がなかった。」と指摘する。

しかし、平成10年7月3日の最高裁判決によると「住民は、監査請求をする際、①監査の対象である財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、②必要な措置を講ずべきことを請求すれば足り、措置の内容及び相手方を具体的に明示することは必須ではな」いとしており、本件請求は①自販機の無償設置の事実、②A氏への不当利得返還、および前町長への不法行為に基づく損害賠償請求するよう求めており、①、②要件ともに充足している。

おそらく、監査委員はこの判例を調べずして上記の指摘をしているのだと思われるが、不勉強というほかない。

監査の期間に誤り

監査結果は令和4年6月17日に公表されたところ、監査の期間が6月19日までと未来の日付になってしまっており、監査期間の終期が誤っている。

これでは真正な監査期間を特定できず、そもそも適正に監査が行われているかということに疑問を持たざるを得ない。

青少年センターの使用料を監査対象から除外すべきでなかった

監査結果では「白子町青少年センターに設置された自動販売機1基については、適正な手続きが取られていたので、本件監査の対象となる行政財産から除く。」としているが、監査対象とすべき理由は意見陳述においても指摘をしている。

たしかに、一見すると白子町青少年センターへの自販機無償設置は、自販機の設置にあたり「契約書」ではなく「協定書」と称する法的性質が曖昧な書面により「使用料らしき

もの」を支払っているようにも思える。

しかし、使用料とは、白子町使用料条例により①使用料と②必要経費から構成されるところ、その「協定書」に記載されている使用料らしき金額の算定根拠をみると、自販機の設置料ではなくその維持にかかる「電気及び水道料金」である。つまり「協定書」によって支払われていたのは②の必要経費のみであって本来支払うべき①の使用料は支払われていなかった。

よって本来徴収すべきであった使用料が支払われていないのであるから、監査対象から除外したのは誤りであり、監査すべき事項だったのである。

町役場職員A氏に対する請求に「理由がない」ことに理由がない

監査結果では「A氏は白子町役場職員であるが、法第242条に定める請求の対象にはならず、また、A氏の行為は財務会計上の行為としての財産管理行為に当たらないので、本件請求には理由がない。」とする。

しかし、本件請求はA氏が役場職員であるから監査対象としたのではなく、無償設置には法律上の原因がない、いわゆる不当利得であるから町はA氏に不当利得の返還請求せよという趣旨である。

住民監査請求書の1ページ目に職員A氏には不当利得に基づく返還を求めており、監査委員らはその請求原因を理解していないか読み違えている。

よって「本件請求には理由がない。」とする監査結果には理由がなく、不当利得に基づく返還請求権が存するのであるから監査対象とすべきであった。

監査委員の意見が匿名

合議不調となる住民監査請求は、インターネット上でも散見されるが（[愛知県名古屋市、三重県四日市市](#)）、監査委員名を匿名処理している例は見つけられない。

監査委員がその職務を行うにあたり、その意見を匿名とする理由はなく、また監査の公正性や、職務執行における各監査委員の適任性を住民らが判断するためには、その意見の責任の所在を明らかにする必要があり、監査結果における意見にはその氏名を明記することが適当であろう。

結論ありきで論理が破綻している今関勝巳監査委員

今関監査委員は自販機の無償設置について、「行政財産である白子町役場庁舎と白子町国民体育館の目的外使用を施設管理者の見地から許可する者としての行為であるので、白子町役場庁舎と白子町国民体育館の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たらないと解するのが適当である。」とする。

おそらく読者も今関監査委員が何を言っているのかわからないと思うが、今関監査委員の意見の中で最も支離滅裂な点がここである。

[引用する最高裁判決（平2・4・12）](#)は、住民訴訟の対象となる財産管理行為を、「当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為」と定義づけ、判決では請求が却下され住民側が敗訴している。

しかし、この判決で問題となった事案と本件はその性質を異にしており、今関委員の指摘は全く当たらない。というより理由も何もなく説明になっていない。

それにもかかわらず、今関監査委員は町が管理する施設に物を無償設置する行為が財務会計上の行為ではないと位置付けたのである。

仮にこの理屈がまかり通るのであれば、町が使用料条例によって使用料を徴収するおよそすべてが住民監査請求ないし住民訴訟の対象外ということとなる。

大阪市の住民監査請求Q&A(#6)や千葉市の住民監査請求Q&A (p.4)には「公金の賦課・徴収を怠る事実の例の代表として、「条例により使用料を納めるべき者に対し故意に使用料を賦課しないこと」を例示している。つまり、白子町使用料条例に基づく使用料を徴収しないことは「怠る事実」そのものであり、これを財務会計上の行為としないことはあり得ないのである。

町長の裁量権は無制限ではないこと

今関監査委員は無償設置について「橋梁整備事業」等から「総合的に勘案」して町長の裁量権として判断したといっている。

しかし監査請求時に指摘していたように庁舎管理権とは、「公物管理者たる庁舎の管理者が、直接、国又は地方公共団体等の事務又は事業の用に供するための施設としての本来的機能を発揮するためにする一切の作用」と解され（原龍之助『公物管理法』（新版再版）235頁）、橋梁事業と町役場庁舎の施設としての本来的機能の発揮とは何ら関係がないことから、橋梁事業の実施が庁舎管理権の範囲外にあることは明白である。

このように庁舎管理権を逸脱していることを指摘しているにもかかわらず、何らそのことに対する反論がないのは反論できる要素がないからとしか考えられない。

つまりここで指摘するまでもないが、町長の裁量権は無制限に認められるものでなく、一定の制約のもとに存するのである。

仮に裁量権の範囲内であるとしても使用料を免じた証拠もない。

今関監査委員は無償設置について、「総合的に勘案して、町長の裁量権として判断した結果であり、その使用料の徴収は白子町使用料条例第7条第4項の規定により、町長が必要と認めたので、使用料及び第5条に規定する加算金の全部を減免したものである。」とする。

しかし証拠によればその当時の使用料に関する減免申請書や減免許可書類、その決裁文書も何も残っておらず、「減免したものである」とするのは今関監査委員の「想像」でしかない。

監査委員は、住民監査請求にあっては準司法的機関として中立な立場で審査すべきところ、「会派みらいとしての考察」の影響か、証拠ではなく偏った今関監査委員の「想像」により監査を行うといった事態に陥ってしまっている。

前町長の責任は故意または重大な過失に限定されていない

今関監査委員は無償設置について、「前々町長と前町長は行政の継続性をもってこれを承継してきたのであって、故意または重大な過失があったとは認められないので違法性は

ない。」とする。

しかし、地方公共団体とその長の関係は委任関係にあり、長は善管注意義務（民法第644条）を負うとされている（最判平成25年3月22日）。

つまり、仮に前々町長により違法な契約がなされ、違法性を承継したとしても前町長にはその是正を図り適法な状態にする義務を負っている。この違法性の継続が数年であれば自己の責任とはいえないのかもしれないが、28年の長きにわたりそれを放置し続けたことは明らかに善管注意義務に違反する。

そして、善管注意義務の責任は「故意または重過失」に限定されず、「軽過失」をも含むのである。

念のため指摘しておくと、地方自治法第243条の2による免責条例があれば善意または無重過失時にその責任を一部免責できる場合もあるが、白子町にその条例はない。

したがって、今関監査委員のいう故意または重過失がなかったから違法性はないとの指摘には法律上の根拠がないのである。

合議制規定は地方自治法第242条第8項ではなく第11項

監査結果の結びに監査の合議制規定として地方自治法第242条第8項が挙げられているが、合議制規定は11項である。

改正前の地方自治法が引用されているものと思われるが、どこかの監査結果から複写してきたものなのであろうか。これもまた監査が適切に実施されていたのか疑問を持たざるを得ない。

住民訴訟提起へ

以上のように、この監査結果には重大な事実誤認や法令解釈の誤りが複数認められ、当会としてこの監査結果は全く納得のいくものではありません。

監査結果を受け、現在本会では現在住民訴訟提起に向けた準備を行っており、また近日中に結果をご報告したいと思います。